

いちよしの証券総合サービス約款 ・契約締結前交付書面集

- 「いちよしの証券総合サービス約款」には、当社とお客様との間の契約内容について記載されております。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問合せください。

また、本章には約款に加え、「いちよしオンライン取扱規程」「いちよしメンバーズクラブ取扱規程」「書面等の電磁的方法による交付・徴求等に係る取扱規程」「当社の勧誘方針」「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に定める重要事項のリスク説明」「個人情報のお取扱いについて」「最良執行方針」もあわせて記載しております。

- 「契約締結前交付書面」には、お取引に関するリスクや手数料等の費用など、重要な情報が記載されております。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問合せください。

～目 次～

いちよしの証券総合サービス約款

第 1 章 総合取引約款	1
第 2 章 保護預り約款	7
第 3 章 外国証券取引口座約款	11
第 4 章 累積投資取引規程	21
第 5 章 国内外貨建債券取引規程	23
第 6 章 野村MRF自動スweep取扱規程	25
第 7 章 株式累積投資約款	26
第 8 章 投信のいとう自動積立取扱規程	30
第 9 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款	31
第 10 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	34
第 11 章 特定管理口座約款	36
第 12 章 振替決済口座管理約款	37
第 13 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	50
第 14 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	60
第 15 章 任意代理人取引約款	68

※第 6 章、第 8 章、第 9 章、第 10 章、第 11 章、第 13 章、第 14 章、第 15 章は法人のお客様には適用されません。

取 扱 規 程

・ いちよしオンライン取扱規程	72
・ いちよしメンバーズクラブ取扱規程	74
・ 書面等の電磁的方法による交付・徴求等に係る取扱規程	76

付 表

・ 当社の勧誘方針	79
・ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に定める重要事項のリスク説明	80
・ 個人情報のお取扱いについて	81
・ 最良執行方針	86

契約締結前交付書面集

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明.....	90
上場有価証券等書面.....	92
売買手数料テーブル.....	95
取次手数料テーブル.....	96
個人向け国債の契約締結前交付書面.....	97
円貨建て債券の契約締結前交付書面.....	100
外貨建て債券の契約締結前交付書面.....	104
公社債の売買取引について.....	108

※本書面に記載されている有価証券のお取引および契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。
(金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません)

第1章 総合取引約款

第1節 総合取引

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、有価証券の保護預り取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引、外国証券取引、特定口座取引、及び社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引又はそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客様といちよし証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (総合取引の利用)

(1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、及びサービスをご利用いただけます。

- ① 第1章に定める総合取引
- ② 第2章に定める保護預り取引
- ③ 第3章に定める外国証券取引
- ④ 第4章に定める累積投資取引（キャッシングの取扱いを含む）
- ⑤ 第5章に定める国内外貨建債券取引
- ⑥ 第6章に定める野村MRF自動スweep取引
- ⑦ 第7章に定める株式累積投資取引
- ⑧ 第8章に定める投信のいとう自動積立取引
- ⑨ 第9章に定める特定口座取引
- ⑩ 第10章に定める特定口座に係る上場株式配当等受領委任
- ⑪ 第11章に定める特定管理口座取引
- ⑫ 第12章に定める振替決済口座の取引
- ⑬ 第13章に定める非課税上場株式等管理口座及び非課税累積投資管理口座の取引
- ⑭ 第14章に定める未成年者口座及び課税未成年者口座の取引
- ⑮ 第15章に定める任意代理人取引

(2) お客様は、第2章に定める保護預りにかかる有価証券の利金・収益分配金及び償還金を累積投資コースへ入金する取引については、下記コースについて累投口に係る累積投資取引規程に掲げる取引方法によりご利用いただけます。

- ① 公社債投資信託コース
- ② 野村MRF（マネー・リザーブファンド）コース

(3) お客様は、第1項⑨、⑩、⑪の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。なお、第1項⑥、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮及び第2項②は法人のお客様は、ご利用できません。

第3条 (申込方法等)

(1) お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、所定の申込書を当社の本・支店又は営業所に提出することにより、若しくはオンライン手続きにより総合取引を申込みものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

(2) お客様の総合取引の申込みに際しては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、取引時確認のために必要な書類の提出を、若しくはオンライン上での手続きを行っていただきます。

(3) お客様の総合取引の申込みに際しては、次に掲げる事項について確約いただきます。

- ① 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為を行わないこと

- (4) すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第2条 (1) ④累積投資取引 (野村MRF口座の設定は除きます) 及び (1) ⑫振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申出により契約を締結したものとし、申込書の提出、若しくはオンライン手続きは不要とします。
- (5) また、すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第2条 (1) ⑨特定口座取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、若しくはオンライン手続きをすることで特定口座取引を申込みのものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。
- ① 特定口座開設届出書
 - ② 所定の本人確認書類
- (6) 以下の申込の場合は別途、当社所定の申込書が、若しくはオンライン手続きが必要となります。
- ① 株式累積投資取引
 - ② 投信るいとう自動積立取引

第4条 (総合届出印鑑)

お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座及び今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。尚、電子的本人確認 (eKYC) を使用し、オンラインにより総合取引を申込みした場合はこの限りではありません。

第5条 (印鑑照合等)

本契約口座についての総合届出印鑑、届出住所、氏名等の照合は、第3条の申込書に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。オンライン手続きの場合はオンライン上で届出されたものをもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日等とします。

第2節 金銭の受渡方法

第6条 (入金の手扱い)

お客様より有価証券のご購入代金等を受入れる場合、当社は、金銭に係る「受領書」又は「計算書」を交付します。ただし、銀行振込等で受入れた場合は、「受領書」又は「計算書」の交付をしないものとします。

第7条 (金銭の振込によるお支払い)

- (1) 金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとします。
- (2) 「金銭の振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭 (以下、「金銭」といいます。) を、お客様のあらかじめ指定する預金口座 (以下、「指定預金口座」といいます。) に振込む方式をいいます。
- (3) お客様は所定の手続きにより、振込先の指定預金口座をあらかじめ指定していただくものとします。
 - ① 指定預金口座は当社の口座名義と同一として下さい。
 - ② すでに当社に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
 - ③ 上記②にかかわらず、利金・収益分配金及び累積投資にかかる有価証券の償還金 (以下、「利金等」といいます。) について当社所定の用紙で、若しくはオンライン手続きで振込先の預金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは、利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
- (4) 指定預金口座の変更は下記により行うものとします。
 - ① 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙で、若しくはオンライン手続きで届出いただきます。
 - ② 変更申込み受付後の取扱いは、上記 (3) に準じて行うものとします。

(5) 振込の受渡精算方法の指示は、下記の方法によるものとします。

- ① 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本条に基づく振込みをするのかを、口頭、書面等でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の申込書等により、若しくはオンライン上でお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
- ② 利金等については、あらかじめ振込のご指示がある場合には、上記①のご指示をいただかずに指定預金口座に振込みます。ただし、指定預金口座をお届けいただいたのちに、利金等をそれと異なる預金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預金口座を当社所定の用紙によって、若しくはオンライン手続きにより届出ていただきます。

(6) 振込にかかる手数料は、当社所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。

(7) 本条に基づき振込をする場合には、その都度の領収書の受入れは不要といたします。

第8条 (現金による出金の取扱い)

現金による出金(引出)は取扱いしておりません。

第3節 有価証券取引(注文の受注)

第9条 (受託契約準則及び協会規則の適用)

- (1) 取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託いたします。
- (2) 取引所に上場されていない有価証券の店頭取引(以下、「店頭取引」といいます。)によるご注文は、日本証券業協会の定める規則(以下、「協会規則」といいます。)に基づき受託いたします。

第10条 (前受金等)

- (1) 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部、有価証券の全部(以下、「前受金等」といいます。)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- (2) 前記(1)でお預けいただく有価証券のうち株券については原則本人名義に限ります。
- (3) 前受金等を全額お預けいただいていない場合、取引所取引については受託契約準則の定める時限までに、店頭取引については協会規則の定める受渡日までに、ご注文に係る代金をお預けいただけます。
- (4) 外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。
- (5) 上記(1)・(2)・(3)・(4)以外の取引については、当社の定めるところによります。

第11条 (受注できない場合)

- (1) 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。
- (2) 募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認ができなかったときは、ご注文はお受けできません。
- (3) 上記の場合以外にも、当社がご注文をお受けするのが適当ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

第12条 (注文内容の明示)

- (1) 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り、非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。ただし、執行する市場の明示が無い場合は当社の最良執行方針に基づき執行することとします。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
- (2) 当社が必要と判断したときは、委託注文書をご提出いただく場合があります。

第4節 報告・連絡

第13条 (取引報告書)

当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。)第37条の4の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書を遅滞なく、お客様に交付いた

します（郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」（以下、「内閣府令」といいます。）等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。

第14条 （取引残高報告書等）

- (1) 当社は内閣府令第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。お取引がない場合は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法令の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。
- (2) 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (3) 当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
- (4) 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認下さい。その際、取引残高報告書の記載事項をご確認いただく回答書を送付させていただいた場合は、必ず当該回答書をご返送下さい。
- (5) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (6) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかにお客様相談室に直接ご連絡下さい。

第5節 解約・変更

第15条 （取引の解約事由）

各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様が当社所定の方法により解約をお申出になったとき
- ② お客様が手数料を支払わないとき
- ③ お客様が本約款に違反したとき
- ④ 保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき
- ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者、又は過去、暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であったと判明し、当社が解約を申出たとき
- ⑥ お客様自ら又は第三者を利用して当社との取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、法的な責任を超えた不当な要求行為等、その他これらに類するやむを得ない事由により当社が契約を継続しがたいと認めて、お客様に解約を申出たとき
- ⑦ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
- ⑧ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申出たとき

- ⑨ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- ⑩ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく、取引時確認ができないとき
- ⑪ お客様が口座開設申込時に外国PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、その家族等）に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申出たとき
- ⑫ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき

第16条 （取引の解約時の損害賠償義務の不存在）

前条により当社が各契約の解約をした場合には、当社はおお客様及びお客様の関係者等の第三者に対し、一切の損害賠償義務を負担いたしません。

第17条 （解約時の取扱）

- (1) 第15条に基づく解約に際しては、金銭は銀行振込により返還し、有価証券についてはお客様の指定する他の金融商品取引業者等への振替を行います。
- (2) 有価証券等のうち、お客様の指定する他の金融商品取引業者等への振替が困難なもの等については、当社の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第18条 （変更・喪失手続）

- (1) 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法により遅滞なくお取引店等にお届出下さい。
- (2) 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出、又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- (3) 本条に関するお届出があった場合は、当社は所定の手続きを完了した後でなければ保護預り証券及びお預り金の返還、振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 第2項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。
- (5) 外国PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、その家族等）に該当することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なくお取引店等にお届出下さい。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、ただちに当社に届出るものとします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、後見、保佐、補助が開始されたとき
 - ② 後見監督人が選任されたとき
 - ③ 任意後見監督人が選任され任意後見が開始されたとき

第19条 （約款の変更）

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第6節 内部者登録制度

第20条 （内部者登録制度の趣旨）

日本証券業協会にて定める「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（自主規制規則）に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客様が内部者である場合の取扱いを定めることを目的とするものです。

第21条 （内部者届出等の提出）

お客様が内部者にあたる場合は、当社所定の届出を提出するものとします。

第22条 （内部者の定義）

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいいます。

① 次に該当する方

イ. 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下、「役員」といいます。）

ロ. 上場投資法人等（上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第2条第12項に規定する投資法人をいいます。以下同じ。）の執行役員又は監督役員

ハ. 上場投資法人等の資産運用会社（投信法第2条第19項に規定する資産運用会社をいいます。以下同じ。）の役員

② 次に該当する方

イ. 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員

ロ. 主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金商法第166条第5項に規定する特定関係法人をいいます。）のうち主なものをいいます。以下同じ。）の役員

③ ①及び②の役員でなくなった後1年以内の方

④ ①に該当する方の配偶者及び同居者

⑤ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除きます。）その他役員に準ずる役職にある方

⑥ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下、「重要事実」といいます。）を知り得る可能性の高い部署に所属する方（前⑤を除きます。）

⑦ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方

⑧ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方（前⑦を除く。）

⑨ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社又は主な特定関係法人

⑩ 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいいます。）

第23条 （内部者届出事項の変更）

お客様が当社に届出された内部者の内容に変更がある場合は、当社所定の方法により遅滞なくお届出下さい。

第24条 （内部者届出がない場合等の免責）

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第7節 雑 則

第25条 （免責事項）

当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第18条第2項による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 依頼書、諸届その他の書類について、オンライン上でID・パスワードを使用した確認により、当該お客様が提出したものと相違ないと認めて、お預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

④ 当社が、第2節第7条(5)により金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合

⑤ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

- ⑥ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害
- ⑦ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受、振替株式等の振替・抹消又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった場合
- ⑧ 電信又は郵便の誤謬や遅延、金融商品取引所等又は情報を伝達する機器もしくは機関における不具合等（ただし、当社の責に帰するものを除きます）、当社の責に帰することのできない事由が生じた場合
- ⑨ 第7号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は利金、分配金、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑩ 第26条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑪ 家庭裁判所の審判による後見、保佐、補助の開始、後見監督人の選任、任意後見監督人の選任による任意後見の開始についての届出がなされる前に生じた損害

第26条 （緊急措置）

法令の定めるところにより振替決済口座の振替株式等、一般債、投資信託受益権等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第27条 （保護預り約款等の適用）

この総合取引約款に定めのない事項については保護預り約款等、他の約款・規程が適用されるものとします。

第28条 （諸手数料）

お客様のご希望にしたがって特別な取扱をしたときは、当社はおお客様に対し、手数料をいただくことができるものといたします。

第29条 （合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款・規程に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第2章 保護預り約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客様と当社との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条 （保護預り証券）

- (1) 当社は、金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。
ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。
- (2) 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
- (3) この約款に従ってお預りした証券を以下、「保護預り証券」といいます。

第3条 （保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- ③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- ④ 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条 (混合保管等に関する同意事項)

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- ② 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第5条 (混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第6条 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条の2 (当社への届出事項)

- (1) 当社所定の書類に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。オンライン手続きの場合はオンライン上で届出されたものをもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。
- (2) お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下、第21条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際に、若しくはオンライン手続きでその旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第7条 (保護預り証券の口座処理)

- (1) 保護預り証券は、同一口座でお預りします。
- (2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
- (3) 当社は前項のうち、他の金融商品取引業者の口座への振替による移管の依頼については、あらかじめ、当社所定の事務手数料をいただきます。
- (4) 当社は前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それらから充当することがあります。また、事務手数料のお支払がないときは、振替移管のご請求には、応じないことがあります。

第8条 (担保にかかる処理)

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第9条 (お客様への連絡事項)

- (1) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。
 - ① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - ② 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - ③ 最終償還期限

- ④ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- (2) 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のお客さま相談室に直接ご連絡ください。
- (3) 当社は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客さまからの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (4) 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第10条 （名義書換等の手続きの代行等）

- (1) 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
- (2) 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第11条 （償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条（抽選償還）の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。

第12条 （有価証券の受入れ）

- (1) 当社は、お客さまより有価証券等の寄託を受ける場合、受領書又は取引残高報告書を交付します。
- (2) 受領書を受取らないで、当社の役職員（外務員を含みます）に有価証券を保護預りとして、お預けにならないで下さい。

第13条 （保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続き下さい。

第14条 （保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- ① 保護預り証券を売却される場合
- ② 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③ 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第15条 （届出事項の変更手続き）

- (1) お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- (2) 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第16条 （保護預り管理料）

- (1) 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

第17条 （解 約）

次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- ① お客様から解約のお申出があった場合
- ② 保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く）
- ③ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- ⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第18条 （解約時の取扱い）

- (1) 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2) 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第19条 （公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第19条の2 （緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条 （免責事項）

第1章総合取引約款第25条（免責事項）によって生じた損害については、その責を負いません。

第21条 （振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第22条 （個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがあ

りますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第3章 外国証券取引口座約款

第1節 総 則

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券 (日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。) の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
 - (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引 (以下、「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取次ぐ方法により我が国以外で執行する取引 (以下、「外国取引」といいます。) 及び外国証券の国内における店頭取引 (以下、「国内店頭取引」といいます。) 並びに外国証券の当社への保管 (当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利 (以下、「みなし外国証券」といいます。)) である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。) の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。
- なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条 (外国証券取引口座による処理)

お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」 (以下、「本口座」といいます。)) により処理します。

第3条 (遵守すべき事項)

申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所 (以下、「当該取引所」といいます。)、日本証券業協会及び決済会社 (株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。) の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者 (預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。) が所在する国又は地域 (以下、「国等」といいます。)) の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2節 外国証券の国内委託取引

第4条 (外国証券の混合寄託等)

- (1) お客様が当社に寄託する外国証券 (外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下、「寄託証券」といいます。)) は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権 (以下、「振替証券」といいます。)) については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

- (2) 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとし、
- (3) 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下、「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下、「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- (4) お客様は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとし、

第4条の2 （寄託証券に係る共有権等）

- (1) 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。
- (2) 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条 （寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付）

- (1) お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。
- (2) お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとし、

第6条 （上場廃止の場合の措置）

- (1) 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替え、又は当社の指定する口座に振り替えます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取扱います。

第7条 （配当等の処理）

- (1) 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
 - ① 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。
 - ② 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券

等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。) の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱います。

イ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券)、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

ロ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

- ③ 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
 - ④ 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
- (2) お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号イ及びロに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下、「配当金等」といいます。)の支払方法については、当社所定の書類により、若しくはオンライン手続きにより当社に指示するものとします。
 - (3) 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)
 - (4) 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下、この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
 - (5) 第1項各号に規定する配当等の支払手続きにおいて、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
 - (6) 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。
 - (7) 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅する

まで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

- (8) 配当金等の支払手続きにおいて、決済会社が配当金等の支払を開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。

第8条 (新株予約権等その他の権利の処理)

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- ① 新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取扱います。

イ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

ロ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

- ② 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じてお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- ④ 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- ⑤ 第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。
- ⑥ 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートに

よります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

付則(令和7年11月1日)

- (1) この改正は、令和12年10月1日より施行する。
- (2) 改正後の第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあつては、同条第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金)についても適用する。

第9条 (払込代金等の未払い時の措置)

お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条 (議決権の行使)

- (1) 寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
- (2) 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- (4) 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第10条の2 (外国株預託証券に係る議決権の行使)

- (1) 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
- (2) 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- (4) 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第11条 (株主総会の書類等の送付等)

- (1) 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に

表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届出た住所あてに送付します。

- (2) 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条 （売買注文の執行地及び執行方法の指示）

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第13条 （注文の執行及び処理）

お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得のお申込みについては、次の各号に定めるところによります。なお、外国証券については、募集及び売出しの際に発行開示が行われ、その後継続開示が行われているもの及び我が国の金融商品取引所の上場されている外国証券を除き、我が国の金融商品取引法による企業内容等の開示が行われておりませんので、ご注意ください。

- ① 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得のお申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ② 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- ③ 国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- ④ 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時等交付書面等を送付します。

第14条 （受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第15条 （外国証券の保管、権利及び名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- ① 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- ② 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- ③ お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- ④ 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- ⑤ 第3号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

- ⑥ お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- ⑦ お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定するものとします。
- ⑧ お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- ⑨ お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- ⑩ お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取扱います。

第16条 （選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第17条 （外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続きにおいて、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- ② 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- ③ 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ④ 前3号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑤ 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑥ 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- ⑦ 第1号に定める果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続きについては、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条 （諸通知）

- (1) 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。

- ① 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - ② 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - ③ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- (2) 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条 （発行者からの諸通知等）

- (1) 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。
- (2) 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第20条 （諸料金等）

- (1) 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
- ① 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
 - ② 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得のお申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。
- (2) お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

第21条 （外貨の受払い等）

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条 （金銭の授受）

- (1) 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
- (2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4節 雑 則

第23条 （取引残高報告書の交付）

- (1) お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3) 当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交

付する方法に代えて、定期的に取り引残高報告書を交付することがあります。

第24条 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。

第24条の2 (届出事項)

お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により、若しくはオンライン手続きにより当社に届出するものとします。

第25条 (届出事項の変更届出)

お客様は、当社に届出した住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届出するものとします。

第26条 (届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条 (通知の効力)

お客様あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

第28条 (口座管理料)

お客様は、この約款に定める諸手続きの費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払う場合があります。

第29条 (契約の解除)

(1) 以下の事由に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
- ② お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- ③ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
- ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
- ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- ⑥ 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

(2) 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第30条 (免責事項)

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

- ③ 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の返還、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害
- ④ 当社所定の書類について、オンライン上でID・パスワードを使用した確認により、当該お客様が提出したものと相違ないと当社が認めて、金銭の返還又は保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条 (準拠法及び合意管轄)

- (1) 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。
- (2) お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第33条 (個人データ等の第三者提供に関する同意)

- (1) お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。
 - ① 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
 - ② 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
 - ③ 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下、「法令等」といいます。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関
 - ④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下、この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関
- (2) お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法(以下、「FATCA」といいます。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。
また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

(3) 外国にある第三者への個人データの提供に関するお客様への情報提供

- ① 当社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、将来にわたりお客様にお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客様の個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。
- ② 外国証券又は預託証券の取引をする際には、発行者又は取引所の所在国等の法令等を遵守するため、又はお客様の配当金、利子及び収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求め若しくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場面があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客様に不利益が生じるおそれがあります。よって、お客様に円滑に外国証券又は預託証券の取引を行っていただくため、この約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。
- ③ 提供先となる外国の候補は、当社ウェブサイト (<https://www.ichiyoshi.co.jp/policy/privacy>) に掲載のとおりです。
- ④ 当社は、外国にある第三者へのお客様の個人データの提供に関して、お客様から情報提供の求めがあった場合には、当該外国の名称及び当該外国にある第三者に関する所定の情報等について提供することに努めます。

第4章 累積投資取引規程

第1条 （本章の趣旨）

本章は、お客様と当社との投資信託の受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、本章の規程に従って投資信託の受益権の累積投資の委任に関する契約（以下、本章において「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条 （累積投資の種類及び申込み）

- (1) お客様は、買付を希望する投資信託の受益権の種類に応じて、当該投資信託の「目論見書」に記載する累積投資コース（以下、「コース」といいます。）ごとに、第1章に定める方法により申込みものとします。
- (2) すでに他のコースにおいて上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込みをもって当該コースの契約の申込みが行われたものとします。

第3条 （金銭の払込み）

- (1) お客様は、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下、「払込金」といいます。）を当該投資信託の「目論見書」に記載するコースごとに払込むことができます。ただし、お客様が第1章総合取引約款第2条（1）④に定める取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各コース申込みのときに払込むものとします。
- (2) 上記（1）の払込金は、当該投資信託の「目論見書」に記載する金額を下らない額とします。

第4条 (買付方法・時期及び価額)

- (1) 当社は、各コースにかかる当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により、遅滞なく当該投資信託の受益権の買付を行います。
- (2) 上記 (1) の買付価額は、当該投資信託の「目論見書」に記載する価額とし所定の手数料等を加えた額といたします。
- (3) 買付られた投資信託の受益権の所有権及びその果実又は元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものとします。

第5条 (投資信託の受益権の保管)

- (1) この契約によって買付られた投資信託の受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託の受益権と混合して保管いたします。
- (2) お客様は、その指定する投資信託の受益権と同一種類の投資信託の受益権に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託の受益権として当社に寄託することができます。
- (3) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。
- (4) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、当社で保管することに代えて、当社名義で信託銀行に保管することがあります。
- (5) 上記 (1) から (4) までの規定により混合して保管する投資信託の受益権については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。
 - ① 寄託された投資信託の受益権と同銘柄の投資信託の受益権に対し、寄託された投資信託の受益権の額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
 - ② 新たに投資信託の受益権を寄託するとき又は寄託された投資信託の受益権を返還するときは、その投資信託の受益権の寄託又は返還については、同銘柄の投資信託の受益権を寄託している他のお客様と協議を要しないこと。
- (6) 当社は、当該保管にかかる投資信託の受益権の保管料を申受けることがあります。

第6条 (果実等の再投資)

累積投資にかかる投資信託の受益権の利金又は収益分配金及び償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該コースに繰入れてお預りし、第4条に準じた買付を行います。なお、各コースにかかる当該買付は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により行うものいたします。

第7条 (投資信託の受益権又は金銭の返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく投資信託の受益権又は金銭については、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。
- (2) 上記 (1) の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、当該請求にかかる投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。又、金銭については第1章第7条3項にて指定していただきました預金口座への振込によりお客様に返還いたします。なお、各コースにかかる当該返還は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により行うものいたします。

第8条 (キャッシング(即日引出))

- (1) お客様は、前条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法(以下、「キャッシング」といいます。)によります。
 - ① 当社は、MRFの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MRFを担保に金銭を貸出す事ができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。
返還可能金額＝申込日の所有口数×申込日の前日の基準価格
 - ② ①のキャッシング貸出日に、当社は、キャッシングの貸出しによる金銭に相応するMRFについて、当該

貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の解約請求手続きを行います。

- ③ ②の解約請求手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。

当該金銭とは別に、キャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、MRFの当該受渡日が属する月の最終営業日に、貸出金利として当社がもらいます。

貸出金利＝解約口数分の受益権にかかる申込日の前日までの分配金(A)－源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}

なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。

- ④ 当社は、②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回ったときは、②の解約請求手続きに基づく金銭とキャッシングの貸出しによる金銭との差額を加えて、前号の貸出金利をお客様に請求できるものとします。

- (2) 前項の申込及びキャッシング代金の支払いは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は第1章第7条3項にて指定していただきました預金口座への振込にてお客様に金銭をお引渡しいたします。

第9条 (解 約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① お客様から解約のお申出があったとき
- ② 払込金が引続き1ヶ年を超えて払込まれなかったとき。ただし、前回買付の日から1ヶ年以内に保管中の投資信託の受益権の果実又は償還金によって指定された投資信託の受益権の買付ができる場合の当該契約については、この限りではありません。
- ③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ④ 当該投資信託受益権が償還されたとき

- (2) 当社は、引続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし、上記(1)②ただし書きにかかる契約については、この限りではありません。

- (3) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の投資信託の受益権及びコースの残高をお取引店等においてお客様に返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。

- (4) この解約の手続きは、第7条(2)に準じて行います。

第10条 (定期引出)

お客様は、別に定めるところにより、累積投資取引に基づくMRFを換金して定期的に返還を受ける契約を当社と締結することができます。

第11条 (その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 第1章の第7節免責事項の規定は、本章においてこれを準用いたします。

第5章 国内外貨建債券取引規程

第1条 (本章の趣旨)

本章は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券(日本国内で発行された外貨建の債券(募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。))をいいます。以下同じ。)の取引に関する取決めです。

第2条 (受渡期日)

受渡期日はお客様が当社と別途取決めしている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第3条 （国内外貨建債券に関する権利の処理）

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。ただし、保護預り契約又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子などの受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利子又は償還金から控除することなどの方法によりお客様から徴収します。
- ② 国内外貨建債券に関し新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- ③ 転換権付社債の転換権利行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④ 国内外貨建債券に関し、第1号及び第2号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号規定に準じて処理します。
- ⑤ 債権者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

第4条 （諸料金等）

お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第5条 （外貨の受払い等）

国内外貨建債券の取引にかかる外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第6条 （金銭の授受）

- (1) 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申出るものとします。
- (2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第3条（権利の処理）①から④までに定める処理にかかる決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第7条 （諸報告書等）

当社は国内外貨建債券の取引に関し当社が申込者あて交付する取引残高報告書その他諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取り扱うことができるものとします。

第8条 （免責事項）

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

第9条 （約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第6章 野村MRF自動スweep取扱規程

第1条 (本章の趣旨)

本章は、お客様（個人のお客様に限ります。）と当社との間の野村MRFの自動取得・自動換金（以下、「MRF自動スweep」といいます。）に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第2条 (MRF自動スweepの利用)

お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ、若しくはオンライン手続きにより申込み、当社が承諾した場合にMRF自動スweepを利用できます。

第3条 (野村MRFの口座設定)

お客様は、証券総合サービス口座申込時に野村MRF口座を設定していただくものとします。

第4条 (ご入金・ご出金・MRF自動スweep)

(1) ご入金の取扱い

- ① お客様が、金銭を当社に払込む場合、特にお客様よりお申出がない限り、野村MRFの取得申込があったものとして取扱いします。
- ② なお、お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、特にお客様よりお申出がない限り、野村MRFの取得申込があったものとして取扱いします。
- ③ 上記①にかかわらず、お客様が有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払込み、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できた場合は、その差額分についてのみ、特にお客様よりお申出がない限り、野村MRFの取得申込があったものとして取扱いします。
- ④ 上記①、②及び③の場合、正午までに当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の翌営業日に、野村MRFをお客様に代わって取得します。

(2) ご出金の取扱い

お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合、有価証券その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の取引等によるお預り金（以下、「お預り金」といいます。）を優先して、ご指定の預貯金口座へ振込送金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行った場合、その差額分について当日受取りを希望する場合は野村MRFのキャッシング（即日引出）のお申込みがあったものとして取扱い、翌営業日の受取りを希望する場合、野村MRFの換金のお申込みがあったものとして取扱いします。

(3) 有価証券等の取引による野村MRFの自動スweepの取扱い

① 野村MRFの自動取得

お預り金については、特にお客様よりお申出がない限り、野村MRFの取得お申込みがあったものとして取扱い、当社は支払開始日に野村MRFをお客様に代わって取得します。

② 野村MRFの自動換金

有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込みが必要となる場合は、払込期日の前営業日に、野村MRFの換金のお申込みがあったものとして取扱い、当社が払込み期日の前営業日に野村MRFの換金を行います。なお、野村MRFの証券残高が当該金銭に満たない場合は、野村MRFの証券残高を全て換金するものとします。（ただし、再投資前の分配金は除きます。）

(4) お客様の取引状況等によっては上記(1)．(2)．(3)の定めと異なる取扱いをする場合があります。

第5条 (MRF自動スweepの内容等の変更)

当社は、お客様に通知することなく、MRF自動スweepの内容を変更することがあります。

第6条 (解 約)

(1) MRF自動スweepは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様からMRF自動スweepの解約のお申出があった場合

② 野村MRF自動けいぞく投資契約が解約された場合

③ やむを得ない事由により、当社がMRF自動スweepの解約を申出た場合

(2) MRF自動スweepを解約した場合は、野村MRF口座並びに本規程第4条に定める取扱いを全て解約するものとします。

第7条 (免責事項)

当社は、次の事由により生じた損害については、その責を負いません。

① 天災地変その他不可抗力と認められる事由により本規程に定める取扱いが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。

第8条 (申込事項等の変更)

MRF自動スweepの利用にかかる申込書等の記載事項や、オンライン手続きでの届出事項に変更がある場合は、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出るものといたします。

第9条 (総合取引約款等の適用)

本規程に定めがないときには、「野村MRF目論見書」、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」等によるものとします。

第7章 株式累積投資約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様と野村證券株式会社（以下、本章において「取次先金融商品取引業者」といいます。）を取次先として当社との上場株式及び上場投資信託等（以下、本章において「株式等」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

お客様は、株式累積投資の取引を行う際、当社を通じて取次先金融商品取引業者との間で株式累積投資に係る契約（以下、本章において「この契約」といいます。）を締結いたします。

なお、お客様は、この約款の規定するところの他、取次先金融商品取引業者の定めるところにより、株式累積投資に係る契約の内容を十分に把握し、ご自身の判断と責任において株式累積投資を行うものとします。

第2条 (申込方法)

(1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記載し、署名のうえ、これを当社の本・支店に提出することによって、若しくはオンライン手続きにより株式累積投資に係る契約を申込みものといたします。

(2) 株式累積投資に係る契約が締結されたときは、当社は、直ちに株式累積投資口座を設けます。

第3条 (銘柄及び定期払込金等の指定)

(1) 株式累積投資の対象となる銘柄は、株式等の中から取次先金融商品取引業者が選定する銘柄（以下、本章において「株式累投適格銘柄」といいます。）とします。

(2) 株式累積投資に係る契約を締結したお客様は、取次先金融商品取引業者の定める方法で株式累積投資に係る指定銘柄（以下、本章において「株式累投指定銘柄」といいます。）、銘柄ごとの定期払込金の額及び定期払込金の払込方法を指定した上、毎月、その合計額を指定した払込方法で払込むものとします。

(3) 株式累投指定銘柄並びに、定期払込金の額及び払込方法は、取次先金融商品取引業者の定める方法で取次先金融商品取引業者に通知することにより、いつでも変更することができます。

(4) 株式累積指定銘柄の数の上限は取次先金融商品取引業者が定める20銘柄までとし、指定銘柄ごとの定期払込金の額は、1万円以上100万円未満で1千円の整数倍である金額とします。

第4条 (払込みの休止)

(1) 定期払込金の払込みは、取次先金融商品取引業者の定める方法で取次先金融商品取引業者に通知することにより、いつでも休止することができます。

(2) 前項によって休止した払込みは、取次先金融商品取引業者の定める方法で取次先金融商品取引業者に通知することにより、いつでも再開することができます。

第5条 (売買の形態)

- (1) 株式累積投資に係る買付及び、お客様が株式累積投資によって取得する証券(本章9条によって取得するものを含みます。以下、本章において「累投株」といいます。)の売付は、取次先金融商品取引業者を相手方として行うものとします。ただし、野村ホールディングス株式の売買は、取次先金融商品取引業者の指定する証券会社(以下、本章において「指定金融商品取引業者」といいます。)をお客様の相手方とします。
- (2) 株式累積投資に係る買付は、当該銘柄を株式累投指定銘柄とする他のお客様と共同で行うものとします。
- (3) (1)にかかわらず、株式累積投資における野村ホールディングス株式の買付は、指定金融商品取引業者が東京証券取引所で行うことがあります。
- (4) 前項による買付に際し、その買付に充てるべき株式累投払込金の総額と当該銘柄の売買単位に応じた買付代金が一致しないときは、指定金融商品取引業者が最小限の払込を行って一致を確保するものとし、その限度でお客様と共同した買付を行います。
- (5) 株式累積投資に係る買付及び累投株の売付に際しては、取次先金融商品取引業者の定める率による手数料等を申し受けます。
- (6) 前項の手数料等は、買付に際しては払込金から申し受け、売付に際しては原則として約定代金から申し受けます。

第6条 (売買の注文)

- (1) 株式累積投資に係る買付の注文を発する日(以下、本章において「買付注文日」といいます。)は、原則としてその月の末日の翌々営業日とします。
- (2) 前項において言及する日が営業日でない場合は、直前の営業日と読替えるものとします。
- (3) 定期払込金の払込時期に実際に払込まれた金額が、お客様があらかじめ定めた定期払込金の額(株式累積投資指定銘柄が複数ある場合は定期払込金の総額)に達しないときは、その払込に係る買付は行いません。
- (4) 累投株の売付の注文を発する日は、売付の申込みをいただいた日の翌営業日とします。ただし、当該申込みは、その累投株の買付が成立する日以前には行えません。
- (5) 前各項にかかわらず、指定金融商品取引所による売買規制その他の事由によって発注ができない場合は、注文の区分に応じ、当該各号に定める取扱いを行います。
 - ① 買付の注文
その事由がなくなるまで発注を延期します。
 - ② 売付の注文
売付の申込みが取消されたものとして取扱います。
- (6) 1銘柄の累投株の一部を売付けるときは、数量を整数(売買単位が1株又は1口である場合は0.01の整数倍)とするものとします。

第7条 (売買の時期及び価額)

- (1) 株式累積投資に係る買付約定は、買付注文日以降、当該銘柄の売買が指定金融商品取引所で最初に成立した日に、当日の定型価格で成立するものとします。
- (2) 前項にかかわらず、本章5条(3)による買付を行う場合は、買付注文日以降できる限り早期に買付が成立するよう、成行注文を行います。
- (3) 前項の場合において、野村ホールディングス株式の株価下落等により、注文がすべて成立しても当該銘柄を株式累積投資指定銘柄として払込まれた金銭が残存する場合は、その残存分について買付の注文を遅滞なく発します。
- (4) 同一銘柄の同一の買付注文日に係る買付の単価が複数となった場合は、その加重平均値を、お客様の当該買付に係る単価とします。
- (5) 累投株の売付の約定は、その注文を発する日に、当日の定型価格で成立するものとします。

- (6) 前項にかかわらず、売付の注文を発した日に指定金融商品取引所で当該銘柄の売買が成立しなかった場合は、その注文は不成立に終わります。
- (7) 株式累積投資に係る買付及び累投株の売付の受渡日は、その売買が成立した日に、当該銘柄を指定金融商品取引所で売買した場合の受渡日とします。

第8条 (持 分)

- (1) 累投株の管理については、本章の定めるところによります。
- (2) 前項にかかわらず、お客様の累投株の持分が取次先金融商品取引業者の定める日において売買単位に達しているときは、売買単位の整数倍のものと売買単位未満のものに区分し、以後、前者は累投株ではないものとして、本章の適用を受けないものとします。
- (3) お客様の累投株の持分は、1株に満たない端数株式について小数点以下第7位を切上げて確定させます。
- (4) 累投株について発行会社等へ通知する実質株主等の名称は、「取次先金融商品取引業者株式累積投資共同買付口」とします。
- (5) 累投株に係る議決権その他の共益権は取次先金融商品取引業者が行使するものとします。ただし、累投株が野村ホールディングス株式である場合、共益権は行使されません。
- (6) お客様は、累投株に係る議決権その他の共益権の行使について、何らの指示も与えることはできません。
- (7) 累投株については、次の事項を行うことはできません。
- ① 発行会社に対する買取請求又は買増請求
 - ② 株式累積投資口座以外の口座への振替
 - ③ 譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分（本章の規定に従って行う譲渡を除きます。）
- (8) 累投株以外の証券について、本章に基づく管理の委託又は売付を行うことはできません。ただし、取次先金融商品取引業者が特に認める場合は、この限りではありません。

第9条 (権利処理)

- (1) 累投株に係る配当金、権利交付金及び収益分配金等の金銭は、取次先金融商品取引業者が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、お客様へのお支払を行います。
- (2) 累投株の分割等で生ずる証券（その累投株と同種のものに限ります。）は、取次先金融商品取引業者が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、株式累積投資口座に繰入れます。
- (3) 累投株について新株予約権等（当該累投株の割当を受け、又はこれを引受ける権利を含みます。以下、本章において同じ。）が付与される場合は、指定金融商品取引所が定める権利落ち日等の日に、次の算式で算出された価額で換金します。

$$\text{旧株式の権利付株数} \times \left\{ \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} - \left[\frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{1 + \text{新株式割当率}} \right]}{\text{旧株式終値}} \right\}$$

- (4) 前項の換金は取次先金融商品取引業者が買取する方法で行います。ただし、当該新株予約権等が野村ホールディングス株式に係るものであるときは、指定金融商品取引業者が買取り、代金を取次先金融商品取引業者が受取る方法で行います。
- (5) 前2項による換価代金については、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、諸経費等を差引いた上で、権利付売買最終日における売買の決済日の翌営業日にお客様へのお支払を行います。
- (6) 累投株について株主優待物等が交付される場合は、取次先金融商品取引業者が受取って遅滞なく換金の上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、お客様へのお支払を行います。

- (7) 累投株について外国証券が交付される場合は、取次先金融商品取引業者が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に依りて按分し、管理の委託を受けたものとして、外国証券取引口座約款に従って取扱います。
- (8) 累投株について前各項に規定のない権利等が付与される場合は、原則として換金の上、代金について、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に依りて按分し、お客様へのお支払を行います。
- (9) 前各項によってお支払いする金銭の額は、円位未満を切捨てて確定させます。
- (10) 前各項によって金銭のお客様へのお支払を行う際に、お客様がその権利付与に係る銘柄を株式累積投資指定銘柄としているときは、その金銭は株式累積投資口座に繰入れ、本章6条の方法によるその銘柄の買付に充てます。
- (11) 累投株に係る株主割当有償増資等については、引受を求めることはできません。

第10条 (株式累投適格銘柄からの除外)

- (1) 株式累投適格銘柄について次のいずれかの事情が生じた場合は、取次先金融商品取引業者はその銘柄を株式累投適格銘柄から除外することができます。
 - ① 発行会社が法律の規定による会社の更正、再生、破産もしくは清算をすることとなり、又は営業活動を停止した場合
 - ② 上場廃止が発表された場合
 - ③ その銘柄の買付を行う株式累積投資口座の数が取次先金融商品取引業者の定める数以下となったまま、1年を経過した場合
 - ④ 一定期間、指定金融商品取引所で売買が成立しなかった場合
 - ⑤ 前各号に掲げる場合を除き、取次先金融商品取引業者が除外を行うべきものと認める事情を生じた場合
- (2) お客様の株式累投指定銘柄を株式累投適格銘柄から除外する場合は、遅滞なく通知します。
- (3) お客様の株式累投指定銘柄が株式累投適格銘柄から除外された場合において、お客様の口座に株式累投払込金があるときは遅滞なくお客様へのお支払を行い、累投株（ただし、野村ホールディングス株式を除きます。）があるときは、遅滞なく換金の上、お客様へのお支払を行います。
- (4) 前項の換金は本章5条及び7条(7)の定めに基づいて行うものとし、次の区分に応じて当該各号に定める単価で行うものとします。
 - ① 指定金融商品取引所での売買が行われている場合 本章7条(5)の定めに基づいて行います。
 - ② 指定金融商品取引所における売買最終日を経過している場合 指定取引所における売買最終日の終値等、取次先金融商品取引業者が公正と認める価格によるものとします。

第11条 (取引及び残高の通知)

お客様が定期払込金を給与天引で払込む場合は、取引報告書及び取引残高報告書を給与支払者を經由してお渡しすることがあります。（郵送又は電子的な方法による場合を含みます。）

第12条 (解約事由)

- (1) 総合取引約款第15条によるほか、株式累積投資に係る契約は、取次先金融商品取引業者が定める所定の年月を超えて定期払込金が払込まれなかった場合（本章4条による休止がなされているときを除きます。）は解約されます。
- (2) お客様の株式累積投資口座に残高がある状態で株式累積投資に係る契約が解約された場合の取扱いについては、本章10条(3)及び(4)を準用します。

第13条 (その他)

お客様がお亡くなりになったことが判明した場合、当社は、払い込みの休止があったものとして取り扱うか、又は解約することができるものとします。

第8章 投信のいとう自動積立取扱規程

第1条 (本章の趣旨)

本章は、お客様（個人のお客様に限ります。）と、当社との間の、追加型投資信託受益証券（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（名称、「投信のいとう自動積立」、以下、「本サービス」といいます。）に関する取決めです。お客様は本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条 (買付銘柄の選定)

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
- (2) お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）

第3条 (払込方法の指定)

定期払込金の払込方法は、野村MRFの定期払込、指定預金口座からの自動引落し（提携企業を利用した集金代行）、いちよしスマート振替サービスから1つを選ぶものとします。

第4条 (申込み方法)

お客様は次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。

- ① 事前、又は同時に「証券総合サービス申込書」により、若しくはオンライン手続きにより、お客様が当社の総合取引口座を開設済みであること。
- ② 申込みに当たっては、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済であるときはこの限りではありません。
- ③ お客様が当社所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名のうえ、当社へ提出し、若しくはオンライン手続きにて申込みをし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。

第5条 (申込内容の変更)

お客様は所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の中止及び申込内容の変更を行うことができます。

第6条 (金銭の払込み)

- (1) お客様は指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回当たりあらかじめお客様が申出いただいた一定額の金銭（以下、「払込金」といいます。）を、お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合には、払込金の総額を野村MRFから自動換金もしくは預り金より、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座に振替るものとします。
- (2) 1銘柄当たりの払込金の額は、5千円以上30万円以下で1千円の整数倍である金額とします。NISAつみたて投資枠を利用する場合は、銘柄数にかかわらず、毎月の払込合計金額は10万円以下とします。

第7条 (買付の方法)

当社は、お客様の指定銘柄の払込金で、当該指定銘柄の「目論見書」の記載に従って買付を行います。

第8条 (買付時期及び価額)

- (1) 当社は、お客様からの払込金の受入れをもって、原則として毎月口座振替日（月末営業日）の翌月の第1営業日に買付の申込みがあったものとして買付を行います。
- (2) 前項の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額とします。
- (3) 第8条(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

第9条 (返還及び果実の再投資)

返還及び果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の「目論見書」の記載により行うものとします。

第10条 (取引及び残高の通知)

当社は、本サービスにもとづくお客様への取引明細及び残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

① 取引の明細

当社は、上記第7条及び第8条にもとづく取引の明細については、「取引報告書」、若しくは「取引残高報告書」により通知します。

② 金銭及び残高明細

当社は、指定銘柄の取引明細、買付預り金及び残高については、3ヶ月に1回以上「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。ただし、①の該当取引がない場合は、別途、1年に1回以上、お客様に通知することがあります。

第11条 (選定銘柄の除外)

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当社が必要と認める場合

第12条 (解 約)

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合
- ② お客様が指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を解約された場合
- ③ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④ 当社が本サービスの解約を申出た場合
- ⑤ 払込金が当社所定の年月を超えて払込まなかった場合。ただしお客様が払込の休止をお申出になっている場合はこの限りではありません。

第13条 (その他)

- (1) 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- (2) 第10条の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。
- (3) この規程は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。
- (4) 本規程に別段の定めがないときには、本証券総合サービス約款及び第2条に定める選定銘柄の「目論見書」の記載等に従うものとします。
- (5) お客様がお亡くなりになったことが判明した場合、当社は、払い込みの中止があったものとして取り扱うか、又は解約することができるものとします。

第9章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客様が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件及び、同条第2項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法第156条の24第1項の規定による信用取引（以下、「信用取引」といいます。）による

上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限り。）について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定される要件、並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- (2) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「いちよしの証券総合サービス約款」等、当社の他の約款並びに規程に定めるところによるものとします。

第2条 （特定口座開設届出書等の提出）

- (1) お客様が、当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。
- (2) お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。
- なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- (3) お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条 （特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第4条 （特定信用取引勘定における処理）

信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。

第5条 （所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。

第6条 （特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。

- ① 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得した上場株式等

- ④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- ⑤ お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑦ 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑧ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑨ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑩ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当又は利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑪ 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑫ 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑬ 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受

入れを、保管の委託等をする方法により行うもの

⑭ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

第7条 （譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第8条 （特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条 （特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第10条 （相続又は遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第5号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第11条 （年間取引報告書等の送付）

- (1) 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。
- (2) 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- (3) 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。
- (4) 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

第12条 （契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ③ 「いちよしの証券総合サービス約款」第1章第5節第15条（取引の解約事由）の規定により解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

第13条 （特定口座を通じた取引）

お客様が当社との間で行う上場株式等の取引及び上場株式等の信用取引に関しては、特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第10章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）に

おける上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 （源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- (1) 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、）のみを受入れます。
- ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条 （源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

- (1) お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
- (2) お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条 （特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条 （所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条 （契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

- ④ 「いちよしの証券総合サービス約款」第1章第5節第15条（取引の解約事由）の規定により解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

第11章 特定管理口座約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 （特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条 （特定管理口座における保管の委託等）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条 （譲渡の方法）

- (1) 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。
- (3) 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払出すことといたします。

第5条 （特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条 （特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 （契約の解除）

- (1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - ① お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合
 - ② お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - ④ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - ⑤ 「いちよしの証券総合サービス約款」第1章第5節第15条（取引の解約事由）の規定により解約された

とき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

- (2) 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第12章 振替決済口座管理約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取扱う有価証券(以下「振替有価証券」といいます。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)の利用に関し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) この約款に記載する「振替機関」とは、振替法の定めるところにより、国債(以下「振替国債」といいます。)については日本銀行、一般債(以下「振替一般債」といいます。)、短期社債等(以下「振替短期社債等」といいます。)、振替一般債と振替短期社債等を総称して「振替一般債等」といいます。)及び投資信託受益権(以下「振替投信」といいます。)、並びに株式等(以下「振替株式等」といいます。)、上場投資信託受益権(以下「振替上場投信」といいます。))及び受益証券発行信託の受益権(以下「振替受益権」といいます。)を含みます。)については株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)を示すものとします。
- (3) この約款における「振替一般債等」及び「振替投信」の範囲については、「機構」の社債等に関する業務規程に、「振替株式等」については株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 (振替決済口座)

- (1) お客様の振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合、質権の目的である振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。))と、それ以外の振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。))とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が振替有価証券についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載又は記録します。

第3条 (振替決済口座の開設)

- (1) お客様は、振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。))により、若しくはオンライン手続きにより申込むものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から当社所定の「申込書」により、若しくはオンライン手続きにより振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- (3) 振替決済口座は、本約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関が定める業務規程その他の定めに従って取扱います。
- (4) 当社は、本約款の交付をもって、お客様が、振替法その他の法令及び振替機関が定める業務規程並びに振替機関が講ずる必要な措置及び振替機関が定める振替業の業務処理方法に従うことにつきご同意いただいたものとして取扱います。

第3条の2 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。))その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。))の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関

係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条 (振替株式等：加入者情報の取扱いに関する同意)

当社は、原則として、振替決済口座に機構が定める振替有価証券に係る記載又は記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、振替決済制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第4条の2 (振替株式等：加入者情報の他の口座機関への通知の同意)

当社が、前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第5条 (振替株式等：共通番号情報の取扱いに関する同意)

当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第6条 (振替株式等：機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第7条 (振替株式等：発行者に対する代表者届け又は代理人選任届けその他の届出)

- (1) 当社は、お客様が発行者に対する代表者届け又は代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次を当社に委託することにつきご同意いただいたものとして取り扱います。
- (2) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ① 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第36条において「総株主通知等」といいます。）
 - ② 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
 - ③ 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第24条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

第8条 (振替株式等：発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同条項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第9条 (振替決済制度で指定されていない文字の取扱い)

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称又は住所のうちに振替決済制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替決済制度で指定された文字に変換することがあることにつきご同意いただいたものとして取り扱います。

第10条 (振替の申請)

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次に定める場合を除き、当社

に対し振替の申請ができるものとします。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入りに係るものその他振替機関が定めるもの
- ③ 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
- ④ 振替一般債等の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
- ⑤ 振替一般債等の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利金支払期日の前営業日において振替を行うもの
- ⑥ 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑦ 振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）内の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑧ 振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑨ 振替投信の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ. 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ. 償還日
 - ヘ. 償還日翌営業日
- ⑩ 振替投信の振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの

(2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ記名し、届出の印鑑を押印して提出するものとします。

- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替有価証券の銘柄及び金額、数量
- ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- ③ 前号振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量のうち当該株主等ごとの数量
- ④ 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
- ⑤ 振替先口座及び直近上位機関の名称
- ⑥ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- ⑦ 上記⑥の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保

有制限銘柄の直接外国人であること等

⑧ 振替を行う日

- (3) お客様は前項①の数量については、振替機関が定める最低数量の整数倍（振替投信の場合は投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）、となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記（2）⑤の記入は必要ないものとします。また、同⑥については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示して下さい。
- (5) お客様が当社に振替有価証券の買取りの請求をされる場合、前各項の手続きをまたずに振替有価証券の振替の申請があったものとして取扱います。
- (6) 上記（2）の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限りです。）を行うお客様は、同①の振替有価証券を同⑤の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式等の株主等の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第11条 （他の口座管理機関への振替）

- (1) 当社は、お客様から申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができるものとします。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、当該他の口座管理機関が振替を受け付けない場合、当社は振替の申出を受け付けないものとします。
- (2) 上記（1）において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、お客様はあらかじめ当社所定の手続きによりお申し込み下さい。
- (3) 当社で振替有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡いただくこととします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなないことがあります。
- (4) お客様のご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続を行う場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。

第12条 （担保の設定）

お客様の振替有価証券について、当社が認めた場合に限り、当社所定の方法により担保の設定を行うことができます。

第13条 （お客様が担保権者となる場合）

お客様が振替有価証券の担保権者となる場合は、当社と担保管理に係る契約を結んでいただきます。お客様が担保権者となる振替有価証券の管理は当該契約に基づく当社所定の手続きにより行ないます。

第14条 （振替株式等：登録質権者となるべき旨の申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をすることができます。

第15条 （振替株式等：担保振替有価証券の取扱い）

- (1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。
- (2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保

新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保振替上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保振替有価証券」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をするものとします。

- (3) お客様は、担保振替有価証券の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替有価証券についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替有価証券の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保振替有価証券の届出の記録の解除につき届出の取次ぎの請求をするものとします。

第16条 （振替株式等：担保設定者となるべき旨の申出）

- (1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- (2) お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第16条の2 （権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約）

- (1) 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。
- ① 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
 - ② 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
 - ③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とする
 - ④ 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
 - ⑤ お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
 - ⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること

- ⑦ 第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
- (2) 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。
- ① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - ② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
 - ③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - ④ 支払を停止したとき
 - ⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき
 - ⑥ 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - ⑧ 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき
- (3) 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れることはできません。
- (4) お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
- (5) お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
- (6) 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）
- (7) 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第17条 （振替株式等：信託の受託者である場合の取扱い）

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第18条 (振替株式等：振替先口座等の照会)

- (1) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (2) お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (3) お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第19条 (振込国債：分離適格振込国債に係る元利分離申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
- (2) 上記 (1) に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 上記 (2) ①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第20条 (振込国債：分離元本振込国債等の元利統合申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
- (2) 上記 (1) に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 上記 (2) ①の金額は、その分離振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示していただきます。

第21条 (抹消申請の委任)

- (1) 当社は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請が行なわれた場合には、振替機関が定めるところに従いお客様に代わって手続きをするものとします。ただし、振替上場投信又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。
- (2) 当社は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、お客様の請求による解約、償還（分離利息振込国債にあつては利金の支払）、繰上償還又は定時償還、振替投信における信託の併合等が行われる場合には、当該振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当該委任に基づき、お客様に代わって手続きをするものとします。

第22条 (償還金、利金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

- (1) お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

- (2) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金及び定時償還を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）、利金、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって支払者からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。

第23条 （振替株式等：振替株式等の発行者である場合の取扱い）

お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第24条 （振替株式等：個別株主通知の取扱い）

- (1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
- (3) 前2項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第25条 （振替株式等：単元未満株式の買取請求等）

- (1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- (2) 上記(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- (3) お客様は、上記(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行うものとし、
- (4) お客様は、上記(1)の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行うものとし、
- (5) お客様は、上記(1)の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行うものとし、
- (6) 上記(1)の場合は、所定の手続料をいただきます。

第26条 （振替株式等：会社の組織再編等に係る手続き）

- (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。
- (2) 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

第27条 (振替上場投信：振替上場投信の併合等に係る手続き)

- (1) 当社は、振替上場投信の併合又は分割に際し、機構の定めるところによりお客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- (2) 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第28条 (振替受益権：振替受益権の併合等に係る手続き)

- (1) 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- (2) 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第29条 (振替株式等：配当金等に関する取扱い)

- (1) お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金（以下本条において「配当金等」といいます。）を受領しようとする場合には、当社に対し、当社所定の方法により発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して上記（1）の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- (3) お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ① お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - ② お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - ③ 当社は、上記②により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - ④ お客様に代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
 - ⑤ 発行者が、お客様の受領すべき配当金等を、機構が上記④により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金等の支払債務が消滅すること。
 - ⑥ お客様が次の事項に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。
 - イ. 機構に対して、株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金等の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

□. 直接口座管理機関

ハ. 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限り。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

⑦ お客様が受領する配当金について当社は、「金銭の振込先指定方式」の取扱いを行わないこと。

(4) 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第30条 （振替受益権：振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

(1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

(2) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

第31条 （振替受益権：振替受益権の信託財産の配当等の処理）

振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第32条 （振替受益権：振替受益権の信託財産に係る議決権の行使）

振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第33条 （振替受益権：振替受益権に係る議決権の行使等）

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第34条 （振替受益権：振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等）

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第35条 （振替受益権：振替受益権の証明書の請求等）

(1) お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

(2) お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

第36条 （振替株式等：総株主通知等に係る処理）

(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投信及び振替受益権にあっては受益者確

定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投信及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- (2) 機構は、上記(1)の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投信にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- (3) 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- (4) 当社は、振替上場投信又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投信の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

第37条 (振替株式等：振替新株予約権等の行使請求等)

- (1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日又は元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (2) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (3) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (4) 上記(1)、(2)又は(3)の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- (5) お客様は、上記(1)、(2)又は(3)に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新株投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただいたものとします。
- (6) お客様は、上記(5)に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は振替新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込みの振込みを委託していただいたものとします。

- (7) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。
- (8) お客様は、当社に対し、上記(1)の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- (9) 上記(8)の場合は、所定の手続料をいただきます。

第38条 (振替株式等：振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

- (1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付するか、もしくは保護預り口座等でお預りします。
- (2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第39条 (振替株式等：振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

- (1) お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
- (2) お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。
- (3) 上記(1)の場合は、所定の手続料をいただきます。

第40条 (振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

- (1) お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
- (2) 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は振替機関を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類を交付し、又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- (3) 上記(1)の場合は、所定の料金をいただきます。

第41条 (当社の連帯保証義務)

振替機関が振替法に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- ① 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、利金、解約金及び収益分配金の支払いをする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行にお

いて、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

- ③ その他、振替機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第42条 （振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当社は、振替機関において取り扱う振替有価証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄その他当社が定める一部の振替有価証券の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における振替有価証券の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第43条 （振替一般債：機構非関与銘柄の振替の申請）

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出いただきます。

第44条 （振替一般債：他の口座管理機関等から振替を受けた一般債の取扱い）

- (1) 他の口座管理機関等から振替を受けた一般債について、当社が募集・売出し等の取扱いを行っていない銘柄である場合等は、買取りの請求に応じられない場合があります。
- (2) 上記 (1) の場合、当該銘柄に関する情報を提供できない場合があります。

第45条 （解約等）

- (1) 解約は第1章総合取引約款第15条（取引の解約事由）の規定により契約は解約されます。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
- ① お客様の振替決済口座に振替有価証券についての記載又は記録がされている場合
- ② お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出もしくは特別優先出資者の申出における特別株主、特別投資主もしくは特別優先出資者であるとき
- ③ お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替有価証券についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
- (3) 前2項による振替有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払い下さい。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払い下さい。

第46条 （解約時の取扱い）

前項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券及び金銭については、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第47条 （個人情報等の取扱い）

- (1) お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各

規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報（以下「個人情報」といいます。）が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。
- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第48条 （社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え）

この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	利金支払期日	配当支払期日
第22条	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における金銭以外の財産を含みます、以下同じ）	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）
第22条	元利金	償還金及び配当
第22条 第41条 第43条	利金	配当

第13章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び 特定非課税累積投資に関する約款

第1条 （約款の趣旨）

- (1) この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「いちよしの証券総合サービス約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 （非課税口座開設届出書等の提出等）

- (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の別途当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届

出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

- (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- (3) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- (4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、

累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

- (5) お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- (6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。

第3条 （非課税管理勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2 （累積投資勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の3 （特定累積投資勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設け

られ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。）があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の4 （特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条 （非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条 （非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

第5条の3 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出したお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②

に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

(2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。

- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの

第6条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第7条 (譲渡の方法)

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社

法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (3) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管

に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- (4) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。))。
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
- ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。))。
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
- ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書

類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第10条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1) 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
- ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条 (非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き)

お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

第12条 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1) 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
- ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第13条 （非課税口座取引である旨の明示）

- (1) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- (2) お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第14条 （非課税口座の開設について）

- (1) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

- (2) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

第15条 （特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について）

当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

第16条 （特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）

お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

第17条 （非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）

お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引について

は、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

第18条 （個人番号未告知口座の取扱い）

個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税管理口座に2018年以降の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設定されていない場合は、2022年9月1日に当社に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

第19条 （契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
- ③ 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

第20条 （合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第21条 （約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第14章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第1節 総 則

第1条 （約款の趣旨）

- (1) この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

- (3) お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「いちよしの証券総合サービス約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2節 未成年者口座の管理

第2条 (未成年者口座廃止届出書等の提出)

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

第3条 (継続管理勘定の設定)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ. 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ. 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(2) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条 （譲渡の方法）

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条 （課税未成年者口座等への移管）

(1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号口若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合
当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
 - ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
- ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2) 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。

- ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が指定する日までに提出した場合又は当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

第8条 （非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱

いとなります。

- ① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
 - ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第18条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと
 - イ. 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ. 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
 - ハ. 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
 - 二. 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ. 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

第9条 （未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）

お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第10条 （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

- (1) 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
- (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該

未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

- ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
- ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日
- ③ 2026年1月1日

第11条 （未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第12条 （継続管理勘定等への移管）

- (1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。
- (2) 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が指定する日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

第13条 （出国時の取扱い）

- (1) お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する「出国移管依頼書」の提出をしてください。
- (2) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- (3) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3節 課税未成年者口座の管理

第14条 （課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないもの）に限り。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

第15条 （課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第16条から第18条及び第20条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款

に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) において処理いたします。

第16条 (譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。) 又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第17条 (課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第18条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第16条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。) 又は贈与をしないこと
 - イ. 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ. 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限り。) による譲渡
 - ハ. 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
 - ニ. 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ. 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。) による譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第19条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

- (1) 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
- (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止い

たします。

- ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
- ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日
- ③ 2026年1月1日

第20条 （重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

- (1) お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- (2) 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第21条 （出国時の取扱い）

お客様が「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第16条及び第20条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

第4節 口座への入出金

第22条 （課税未成年者口座への入出金処理）

- (1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
 - ① お客様名義の預貯金口座からの入金
 - ② お客様名義の当社証券口座からの入金
 - ③ 現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りします。）
- (2) お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
 - ① お客様名義の預貯金口座への振込送金
 - ② お客様名義の証券口座への移管
- (3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。
- (4) お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。
- (5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。
- (6) お客様本人が（2）②に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第5節 代理人による取引の届出

第23条 （代理人による取引の届出）

- (1) お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- (2) お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3) お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- (4) お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未

成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

- (5) お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第24条 (法定代理人の変更)

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第6節 その他の通則

第25条 (取引残高の通知)

お客様が15歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第26条 (未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

- (1) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(第15条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- (2) お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第27条 (基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

第28条 (非課税口座のみなし開設)

- (1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第29条 (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合・・・当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合・・・租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 第19条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合・・・租税特別措置法第37条の14の

- 2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合・・・出国日
 - ⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）・・・租税特別措置法施行令第37条の14の2第20項第1号に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
 - ⑥ お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに同条第3項「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合・・・その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
 - ⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する同令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合・・・本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第30条 （合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第31条 （約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第15章 任意代理人取引約款

第1条 （約款の趣旨）

- 1 この約款は、任意代理人取引の利用にあたり、お客様、任意代理人及びいちよし証券株式会社（以下、「当社」といいます。）の三者間における権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客様、任意代理人及び当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定める場合を除き、「いちよしの証券総合サービス約款・契約締結前交付書面集」その他の当社が定める契約条項によります。

第2条 （任意代理人取引の内容）

- 1 任意代理人が、その権限内においてお客様のために行う取引であることを当社に示して任意代理人取引を行った場合、その効果はお客様に直接帰属するものとします。ただし、お客様の意思確認が必要であると当社が判断した場合には、その意思確認が完了するまで取引をお受けしない場合があります。
- 2 任意代理人が、お客様のために行う取引であることを当社に示さないで取引を行った場合は、任意代理人を本人とする取引として、お客様ではなく、任意代理人に帰属するものといたします。

第3条 （任意代理人取引の申込・承諾）

- 1 任意代理人取引の利用開始にあたっては、お客様ご本人からのお申し出に限らせていただきます。なお、この約款において「お客様」とは当社において証券取引口座を開設している個人のお客様をいい、法人のお客様は含みません。
- 2 前項の申し出を受け、当社による審査を行ったのち、お客様及び任意代理人になられる方より、当社所定の「任意代理人取引申請書 兼 個人情報共有の同意書」に必要事項を自書し、任意代理人の本人確認書類及びお客様との関係を示す公的書類を添えて、任意代理人取引のお申込みをしていただきます。
- 3 前項の申込について当社が承諾し手続きが完了した場合には、お客様及び任意代理人にその旨を文書で通

知いたします(当社が承諾した日を「承諾日」といいます)。

- 4 第2項の「任意代理人取引申請書 兼 個人情報共有の同意書」が当社に提出されたときは、当社がお客様の個人情報等を任意代理人に開示すること及び任意代理人の個人情報等をお客様に開示することについて、お客様及び任意代理人が包括的に同意したものとさせていただきます。

第4条 (任意代理人の範囲)

- 1 任意代理人取引における任意代理人の範囲は、お客様が証券取引口座を開設されている部店と同一の部店に証券取引口座を開設しており、次の各号のいずれかに該当する方に限らせていただきます。
 - (1) お客様の配偶者又は二親等内の血族で、かつ75歳未満の成年のお客様
 - (2) その他当社が適当と認める者
- 2 任意代理人取引において選任いただける任意代理人は、お客様1名につき代理人1名に限らせていただきます。
- 3 選任された任意代理人が、自己の名義でさらに代理人を選任することはできません。

第5条 (任意代理人取引の対象取引等)

- 1 任意代理人取引の対象取引等(以下、「対象取引等」といいます。)は次の各号のとおりとし、当社は当該対象取引等に関して、お客様の実情に適合した申込み又は勧誘等を行うことといたします(適合性の原則)。
 - (1) お客様の証券取引口座における保護預り有価証券の売却又は解約及び買取
 - (2) お客様の証券取引口座において行う有価証券の買付又は取得(次に掲げる有価証券を対象に行うものに限ります。)
 - ① 国債及び地方債証券
 - ② 会社法以外の特別法により法人の発行する債券
 - ③ 社債券
 - ④ 日本銀行の出資証券
 - ⑤ 信用中央金庫の優先出資証券
 - ⑥ 株券
 - ⑦ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券
 - ⑧ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
 - ⑨ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
 - ⑩ 投資一任契約(いちよしファンドラップ)の運用金額に関する契約の変更(増額・減額のみ)
 - ⑪ 投資一任契約(いちよしファンドラップ)の解約に関する契約
 - ⑫ その他当社が別に定めるもの
 - (3) お客様の証券取引口座において行う金銭の入金及び出金の申込み
 - (4) その他当社が適当と認める手続き
- 2 前項にかかわらず、次に掲げる取引等については任意代理人取引の対象外とさせていただきます。
 - (1) 信用取引
 - (2) 発行日決済取引
 - (3) ブックビルディング
 - (4) 市場デリバティブ取引
 - (5) 投資一任契約(いちよしファンドラップ) 但し、前項⑩⑪を除く
 - (6) 保険契約
 - (7) 贈与契約
 - (8) その他、当社が代理人取引にふさわしくないと判断した取引
- 3 任意代理人取引において、お客様が任意代理人に委任する事項は、第1項各号に掲げるものに限らせていただきます。ただし、当社の判断に基づき、任意代理人が行うことのできる取引について、当該委任事項を制

限させていただきます場合があります。

第6条 （任意代理人取引の期間と更新）

- 1 任意代理人取引の有効期間は、承諾日から半年毎の応当日前日までとさせていただきます。
- 2 お客様が任意代理人取引の継続を希望される場合は、前項の有効期間が終了するまでの間に当社所定の更新の手続きが必要となります。
- 3 第1項に掲げる有効期間が終了するまでの間に、本約款第4条第1項に定める任意代理人の範囲を満たさなくなった場合は、当社が適当と認める場合を除き、任意代理人取引の有効期間を終了とさせていただきます。

第7条 （遵守事項等）

任意代理人取引を行うにあたっては、お客様及び任意代理人に次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) お客様は、自らの判断と責任において任意代理人の選任を行うこと
- (2) お客様及び任意代理人は、金融商品取引法その他の法令諸規則並びに本約款及び証券総合サービス約款その他当社が定める約款・規定等を遵守すること
- (3) 任意代理人は、当該取引がお客様のために行う取引であることを当社に明確に示すこと
- (4) 任意代理人は、お客様より与えられた代理権に従って行った任意代理人取引の内容等について、取引報告書及び取引残高報告書等を用いて、お客様との間で確認すること
- (5) 任意代理人取引として行う取引は、仮名取引又はグループ投資ではないこと

第8条 （各種書面の交付）

- 1 任意代理人取引において、次に掲げる書面は各交付先に交付させていただきます。

- (1) 契約締結前交付書面及び目論見書 お客様及び任意代理人
- (2) 取引報告書 お客様及び任意代理人
- (3) 年間取引報告書及び取引残高報告書 お客様のみ

第9条 （任意代理人取引の停止）

- 1 次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合、当社は、当社の判断により任意代理人取引を停止し、以後、任意代理人による任意代理人取引を受け付けないことができるものといたします。
 - (1) 当社がお客様又は任意代理人の行為能力又は意思能力の存在に疑いをもったとき
 - (2) 当社がお客様と任意代理人の委任関係の有効性に疑いをもったとき
 - (3) お客様又は任意代理人の行為又はこれを受託する当社の行為が、金融商品取引法その他の法令諸規則に違反する疑いがあるとき
 - (4) 当社が、お客様又は任意代理人にいちよしの証券総合サービス約款に定める取引の解約事由に該当する事由があるとの疑いをもったとき
 - (5) その他当社が任意代理人取引継続の適切性に疑いをもったとき
- 2 当社は、前項各号に掲げる事由についてお客様及び任意代理人に対し必要な調査を行うことができるものとし、お客様及び任意代理人は当該調査に協力していただくものとします。

第10条 （任意代理人取引の終了）

- 1 お客様が有効期間中に任意代理人取引を終了する場合は、当社所定の「任意代理人取引終了届」を当社所定の方法により届出を行っていただき、当社が「任意代理人取引終了届」を受理した時点で任意代理人取引が終了するものといたします。
- 2 当社は、次の各号に該当する事由があった場合には、催告を行うことなく任意代理人取引に関する契約を解約できるものとします。この場合、当社よりお客様に対して、「任意代理人取引解約通知書」を送付します。
 - (1) 任意代理人につき、破産手続開始、再生手続開始の申立てがあり、当社がその事実を知ったとき
 - (2) 任意代理人が後見、保佐若しくは補助開始の審判を受け、当社がその事実を知ったとき
 - (3) お客様がお亡くなりになられて、当社がその事実を知ったとき

(4) お客様と任意代理人の取扱部店が異なることとなった場合

(5) 前条第1項各号に掲げる事由が生じ、当社が任意代理人取引を継続すべきでないと判断した場合

第11条 (取引の停止、終了、解約時の損害賠償義務の不存在)

前2条により当社が任意代理人取引を停止または解約した場合であっても、当社はお客様及びお客様の関係者等の第三者(任意代理人を含む)に対し、一切の損害賠償義務を負担いたしません。

第12条 (免責事項)

当社は、任意代理人取引に関し、次に掲げる取引に基づいてお客様又は任意代理人に生じた損害について一切責任を負いません。

(1) 任意代理人が、お客様の取引であると明示して行った任意代理人取引

(2) 任意代理人の代理権が消滅した後、任意代理人取引終了届が提出される前に、任意代理人であった者が行った取引(代理権の範囲外のものも含む。)

(3) 第10条第2項(1)ないし(3)の場合において、当社が各事実を知る前に行われた取引

第13条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

【いちよしオンライン取扱規程】

2026年5月1日 改定
いちよし証券株式会社

第1章 総 則

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、いちよし証券株式会社（以下「当社」といいます。）のいちよしオンラインにおけるサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するお客様との取決めです。

第2章 いちよしオンライン

第2条 (本サービスの内容)

お客様は本サービスにより当社が提供するお客様口座情報を利用することができます。

第3条 (本サービスの利用)

お客様は当社所定の方法により、本サービスの利用を申込みことができます。

2. お客様は、当社が本条第1項の申込みを受付け、所定の手続きを完了した後、本サービスを利用することができます。
3. 本サービスの利用に必要な通信機器等は、お客様ご自身の負担で用意いただくものとします。

第4条 (本サービスの利用時間)

お客様は、システムのメンテナンス時等を除き、原則として6:00~26:00の間において本サービスを利用することができます。

第3章 雑 則

第5条 (お客様口座情報の提供)

お客様は本サービスにおいて、当社が定める方法によってお客様口座情報の提供を受けることができます。

2. 当社はお客様に通知することなく、提供するお客様口座情報の全部又は一部を変更することがあります。

第6条 (本サービス利用の禁止等)

当社は、お客様が本サービスを利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

2. お客様の過失等により当社に損害が生じた場合、お客様にご負担いただきます。

第7条 (本サービスの停止)

当社は、本サービスの緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止することがあります。

2. お客様が当社の証券総合口座を解約した場合、本サービスも利用できなくなります。

第8条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合、お客様へ生じた損害については、その責を一切負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハード、ソフト）等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- (2) 本サービスで提供する内容につき、当社の故意又は重大な過失によらないシステム上の制限、誤謬、欠陥があった場合。また、通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハード、ソフト）等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。
- (3) お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたログインID等とパスワードが一致し、お客様以外

の第三者が本サービスを利用した場合。

- (4) 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、お客様口座情報の提供等が遅延し、又は不能になった場合。
- (5) 前各号に掲げる事由のほか、やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供の中止又は中断もしくは内容等の変更をおこなった場合。
- (6) 本サービスが提供するお客様口座情報に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合。
- (7) お客様の都合でログイン通知を受信しない場合。

第9条 （届出事項の変更）

お客様の届出事項に変更がある場合は、総合取引約款に準じ、直ちに当社所定の方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害又は届出を怠ったことによる損害について、当社は免責されるものとします。

第10条 （約款等の適用）

この規程に定めのない事項については、「いちよしの証券総合サービス約款」等によるものとします。

第11条 （規程の変更）

この規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には変更されることがあります。

- 2. 前項に基づきこの規程を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、原則として当社ホームページにより周知します。

【いちよしメンバーズクラブ取扱規程】

2025年4月28日 改定

いちよし証券株式会社

第1章 総 則

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、いちよし証券株式会社（以下「当社」といいます。）のいちよしメンバーズクラブにおけるサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するお客様との取決めです。

第2章 いちよしメンバーズクラブ

第2条 (本サービスの内容)

お客様は本サービスにより当社が提供するお客様口座情報及び証券情報等（以下「各種情報」といいます。）を利用することができます。

第3条 (本サービスの利用)

当社は、お客様による本サービスの申込みの意思表示をもって、申込みとします。

2. お客様が前項の申込みを行った場合、お客様は、「書面等の電磁的方法による交付・徴求等に係る取扱規程」第4条第1項（2）の書面に関し、同規程第3条の定める電子交付サービスについても申込んだものとみなされます。
3. お客様は、当社が本条第1項の申込みを受付け、所定の手続きを完了した後、当社が承諾した「お客様登録番号」と「パスワード」が一致した場合に、本サービスを利用することができます。
4. 本サービスの利用に必要な通信機器等は、お客様ご自身の負担で用意いただくものとします。

第4条 (本サービスの利用時間)

お客様は、システムのメンテナンス時等を除き、原則として6:00～26:00の間において本サービスの利用が可能です。

第3章 雑 則

第5条 (各種情報の提供)

お客様は本サービスにおいて、当社が定める方法によって各種情報の提供を受けることができます。

2. 当社はお客様に通知することなく、提供する各種情報の全部又は一部を変更することがあります。
3. お客様が本サービスを通じて得る各種情報（お客様口座情報を除く。）について、当社及び各種情報の配信元は、その正確性、完全性、確実性、有用性等いかなる保証もおこないません。また、本サービスで提供する各種情報は、有価証券投資の参考となる情報の提供を目的としたものですので、金融商品の選択、投資時期の決定等は、お客様ご自身の判断でおこなうものとします。

第6条 (各種情報利用の制限)

お客様は本サービスにより受ける各種情報を、お客様のおこなう証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことをおこなわないものとします。

- (1) 本サービスにより受ける各種情報を、営業に利用することはもちろん、第三者に提供する目的で加工及び再利用（再配信含む）すること。
- (2) お客様のパスワード等を第三者に譲渡又は提供すること。また、本サービスの各種情報及び内容を第三者に漏洩し、また他と共同して利用すること。
2. お客様は、本サービスにより受ける各種情報についての引用等を除いたすべての知的財産権を侵害する行為をおこなわないものとします。
3. 本条1項及び2項に反すると当社が判断した場合、当社はお客様に対して本サービスの提供を停止します。
4. 当社は当社が定める基準により、お客様に対する各種情報の利用制限をおこなうことができるものとします。

第7条 （本サービス利用の禁止）

当社は、お客様が本サービスを利用いただくことが不相当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

第8条 （本サービスの停止）

当社は、本サービスの緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止することがあります。

第9条 （解 約）

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

- (1) お客様が当社の所定の方法により、本サービスの解約の意思表示をした場合。
- (2) お客様が証券総合口座を解約した場合。
- (3) 当社がお客様に対し本サービスの解約を申出た場合。
- (4) 当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し本サービスの提供を終了した場合。
- (5) 本サービスを申込後、お客様が一度も本サービスの利用が無く、3ヵ月経過した場合。

第10条 （免責事項）

当社及び各種情報の配信元は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハード、ソフト）等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- (2) 本サービスで提供する場合につき、当社の故意又は重大な過失によらないシステム上の制限、誤謬、欠陥があった場合。また、通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハード、ソフト）等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。
- (3) お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等と、予め当社に届出されている情報とが一致し、お客様以外の第三者が本サービスを利用した場合。
- (4) 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になった場合。
- (5) 前各号に掲げる事由のほか、やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供の中止又は中断もしくは内容等の変更をおこなった場合。
- (6) お客様の過失等により当社又は各種情報の配信元に損害が生じた場合。またかかる場合において発生する費用等はお客様が負担するものとします。
- (7) 本サービスが提供する各種情報に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合。

第11条 （届出事項の変更）

お客様の届出事項に変更がある場合は、総合取引約款に準じ、直ちに当社所定の書面にて、若しくはオンライン手続きにて届出るものとします。この届出の前に生じた損害又は届出を怠ったことによる損害について、当社は免責されるものとします。

第12条 （約款等の適用）

この規程に定めのない事項については、「いちよしの証券総合サービス約款」等によるものとします。

第13条 （規程の変更）

この規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には変更されることがあります。

2. 前項に基づきこの規程を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、原則としてメンバーズクラブにより周知します。

【書面等の電磁的方法による交付・徴求等に係る取扱規程】

2025年11月1日 改定

いちよし証券株式会社

第1節 総 則

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、いちよし証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が、お客様に対する書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下、「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピュータと、お客様の使用に係るコンピュータとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）による交付（以下、「電子交付」といいます。）を行う場合の交付方法等（以下、「いちよしオンライン電子交付サービス」・「いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス」・「URL通知サービス」といい、3つをあわせて「電子交付のサービス」といいます。）及び書面の徴求等に代えて記載事項を電磁的方法にて受入れる方法等について定めたものです。

第2節 いちよしオンライン電子交付サービス・いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス・URL通知サービス

第2条 (電子交付のサービスの方法)

当社は、当社で運営するいちよしオンライン及びいちよしメンバーズクラブのお客様専用ページ（以下、「お客様ページ」といいます。）にファイルを設け、当該ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法にていちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスを行います。目論見書、重要情報シート等については、SMSやEメールに添付して提供するURL通知サービスを行います。

- 2 電子交付のサービスの対象となる書面（以下、「対象書面」といいます。）の記載事項はPDFファイル形式、又は、当社が指定する電磁的方法で提供します。お客様は、対象書面の表示に使用するソフトウェア等を当社の推奨する環境（最新バージョン等）をインターネット等でダウンロードし閲覧するものとします。

第3条 (電子交付のサービスの申し込み)

いちよしオンライン電子交付サービスは、いちよしオンラインをご利用されるお客様が本規程の内容にご承諾いただき、携帯電話若しくはメールアドレスを登録することにより利用ができます。いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスは、いちよしメンバーズクラブをご利用されるお客様が本規程の内容にご承諾いただき、当社の定める方法でお客様が利用を申込みことにより、利用ができます。URL通知サービスは、お客様に都度同意をいただくことでURL通知サービスの利用ができます。

第4条 (対象書面)

- (1) いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの対象となる書面（以下「対象書面」といいます。）は、法令・諸規則等に規定されている書面及び当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定めた書面とします。
- (2) いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスは、対象書面について一括で適用されるものとし、対象書面の一部をいちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの対象外とすることはできないものとします。
- (3) いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの対象書面は追加される場合があります。なお、追加となった対象書面は、第10条第1項に基づきいちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスが終了しないかぎり、電子交付の対象とします。
- (4) URL通知サービスの対象となる書面は目論見書、重要情報シート等とします。

第5条 （お客様の閲覧に供する期間）

いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの対象書面については、お客様ページ上で5年間閲覧が可能です。URL通知サービスの対象書面については、当社ホームページ上で5年間閲覧が可能です。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。

第6条 （目論見書等の閲覧、確認及び同意）

第3条に基づきいちよしメンバーズクラブ電子交付サービスにお申し込みいただいたお客様が、第4条第1項に定める対象書面を閲覧し、ご同意された場合、当該書面の記載事項について十分理解しご承諾いただいたものとみなします。

第7条 （例外交付）

当社は、お客様が電子交付のサービスの申し込みをされた後においても、法令の変更、監督官庁からの指示、又は当社の都合により対象書面を電子交付のサービスによらず、書面で交付する場合があります。この場合、当社は、電子交付のサービスは行いません。

第8条 （電子交付のサービスの停止）

当社は、電子交付のサービスの緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め告知することなく、電子交付のサービスの全部又は一部を停止することがあります。

第9条 （電子交付のサービス内容等の変更）

当社は、お客様に予め告知することなく、法令及び本規程に反しない範囲で電子交付のサービスの内容等を変更することがあります。

第10条 （いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの終了）

お客様は、当社所定の方法により、いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの利用中止の申し出をし、いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスを解約することができます。また、お客様は、解約後も再び第3条に基づきいちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの申し込みを行うことができます。

2 前項のほか、以下のいずれかに該当する場合は、いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスは解約され、終了します。

- (1) お客様の当社における証券総合口座が解約となった場合
- (2) お客様が金融商品取引法等法令諸規則、「いちよしオンライン取扱規程」、「いちよしメンバーズクラブ取扱規程」又は本規程のいずれかに違反した場合
- (3) お客様がいちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスを利用することが不適当と当社が判断した場合
- (4) 当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し電子交付のサービス提供を終了した場合

3 当社は、いちよしオンライン電子交付サービス、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスが終了した日以降、対象書面について、郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、郵送による交付への切り替え時期が異なることがあります。

第11条 （免責事項）

当社は、以下の場合に生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピューターシステム等の機器等の障害、これらを通じた情報伝達システム等の障害、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、電子交付のサービスの全て又は一部の提供ができなくなった場合
- (2) お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等と、予め当社に届出されている情報とが一致し、お客様以外の第三者が電子交付のサービスを受けた場合
- (3) 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になった場合

(4) 第8条、第9条又は第10条によりお客様に損害が生じた場合

第3節 電磁的方法による徴求等

第12条 (電磁的方法による徴求等の方法)

当社又は当社が契約しているデータセンターで運営されるタブレット端末に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項をお客様に閲覧いただき、内容を確認・同意したことをタブレット端末にて操作いただきます。当該確認・同意に係る情報は、自社専用又はインターネット回線等を通じて当社のサーバーに保有するデータベースに記録します。

第13条 (例外徴求等の方法)

当社又はお客様の都合により、前条の確認・同意を電磁的方法による徴求等によらず書面で徴求する場合があります。

第14条 (免責事項)

当社は、以下の場合に生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) タブレット端末にて操作いただいた当社所定の書面に記載すべき事項は相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた後に生じた損害
- (2) その他、当社の責に帰すことのできない事由により生じた障害

第4節 その他

第15条 (約款等の適用)

この規程に定めのない事項については、「いちよしの証券総合サービス約款」等によるものとします。

第16条 (規程の変更)

この規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には変更されることがあります。

- 2 前項に基づきこの規程を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、原則として当社ホームページ及びメンバーズクラブにより周知します。

【当社の勧誘方針】

- I. 当社は、「お客様に信頼され選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念とし、個々のお客様の知識、投資経験、ご資産の状況及び投資の目的等を十分に把握した上で、個々のお客様の実情に適合した投資勧誘に努めます。
- II. 当社は、お客様に商品をお勧めするにあたっては、その商品に関わる重要事項を正しくご理解いただくことに努め、お客様ご自身の判断と責任において投資を行っていただくために、商品内容やリスク内容等の適切かつ十分な情報提供と説明に努めます。
- III. 当社は、お客様に投資勧誘を行うにあたっては、お客様の信頼の確保を常に第一義とし、金融商品取引法や法令諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- IV. 当社は、お客様のご迷惑となる時間帯に、電話や訪問等による勧誘を行わないよう十分に配慮をいたします。
- V. 当社は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、社内教育や研修の充実を図り、役職員は常に自己研鑽に努めます。
- VI. 当社は、あらゆる表示について、お客様にとってわかりやすい適切な表示を行うよう努めます。

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に定める重要事項のリスク説明】

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成13年4月1日施行、令和6年2月1日改称）により、金融商品取引業者等はお客様に金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項（リスク）について説明することが義務づけられております。

つきましては、国内及び外国証券の株式・債券・転換社債型新株予約権付社債（転換社債）についての重要事項（リスク）を以下に記載させていただきますので、お客様におかれましては、記載事項をご確認のうえ、それぞれ商品をご購入下さい。

なお、株式・転換社債のお取引につきましては、購入対価の他に売買手数料がかかります。また、転換社債は一定期間内にあらかじめ決められた価格によって発行会社の株式に転換することができる債券です。したがって通常の債券とは違い、期限リスクがあります。

国内証券及び外国証券の共通のリスク説明			左記に加え、外国証券についての リスク説明
株式	債券	転換社債	
①相場、金利の変動による価格下落により損失を被ることがあります。 〈価格変動リスク〉			④為替の変動により、損失を被る ことがあります。〈為替リスク〉
②倒産等、発行会社（体）の財務状況の悪化により損失を被ることが あります。〈信用リスク〉			
－	－	③株式に転換を請求できる期間には 制限があります。〈期限リスク〉	

【個人情報のお取り扱いについて】

2024年9月30日 改定

いちよし証券株式会社

当社は、個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）を個人の重要な権利利益であると考え、その適切な取扱いを重大な社会的責務であると認識しております。この責務を果たすため、別に定める個人情報保護宣言に基づき、以下に、当社における個人情報のお取扱いを公表いたします。

1. 当社の名称・住所・代表者

名 称：いちよし証券株式会社

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

代 表 者：代表執行役社長 玉田 弘文

2. 個人情報の利用目的

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客様の個人情報を下記事業及び利用目的の達成に必要な範囲内において取扱いいたします。

また、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

個人番号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取り扱うこととします。

(1) 当社の事業内容

- ① 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等）及び金融商品取引業務に付随する業務
- ② 保険募集業務、商品取引業務等、金融商品取引法に規定する上記①以外の業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

(2) 当社がお客様の個人情報を取り扱う際の利用目的

- ① 金融商品取引法に基づき取り扱う金融商品やサービスに関する情報提供を行うため
- ② お客様に対し、関係会社及び提携会社の商品やサービスの提供を行うため
- ③ 適合性の原則等に照らして、商品やサービスの提供の妥当性を判断するため
- ④ お客様ご本人であること、又はご本人の代理人であることを確認するため
- ⑤ お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告やセミナー等の案内を行うため
- ⑥ お客様との取引に関する各種事務（口座開設、取引の解約や解約後の事後管理を含む。）を行うため
- ⑦ 市場調査、データ分析やアンケートの実施等により、金融商品やサービスの研究、開発、改良を行うため
- ⑧ 他の事業者等から個人情報の取扱いの全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑨ 当社が法令、協会規則、社内規則等により義務づけられている事項を遵守するため
- ⑩ その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑪ 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」、「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」及び「金融商品取引に関する振替機関への提供事務」に限り利用いたします。

3. 個人データの共同利用

当社は、以下のとおり、お客様の個人データを共同して利用させていただくことがあります。ただし、法令等により共同利用が制限される場合には、当該法令等に従います。

(1) 共同して利用される個人データの項目（個人番号を除く）

- ① 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業等、お客様に関する情報
- ② 取引内容、預り残高等、お客様との個々の取引状況に関する情報
- ③ お客様の資産運用等のニーズに関する情報

(2) 共同して利用する者の範囲

当社並びに有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社
株式会社いちよし経済研究所 いちよしビジネスサービス株式会社
いちよしアセットマネジメント株式会社 いちよしIFA株式会社

(3) 共同して利用する者の利用目的

- ① お客様の資産運用等のニーズに即した最良な金融商品やサービス等を、総合的に調査・研究、案内・提供又は開発するため
- ② 当社グループとしての統合的な経営管理及び内部管理を行うため

(4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する会社の名称・住所・代表者

名 称： いちよし証券株式会社
住 所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
代 表 者： 代表執行役社長 玉田 弘文

4. 外部委託をしている主な業務

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。

- ① お客様の口座管理に関する業務
- ② お客様に送付するための書面の印刷もしくは発送業務
- ③ 情報システムの運用・保守に関する業務
- ④ 個人番号の収集・保管・廃棄に関する業務

5. 個人情報の適正取得

当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。

なお、ここでの適正な取得手段には、音声の録音、画像の録画、電子メールの受信なども含みます。

当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。

- ① 口座開設申込書、各種届出書、アンケート等、お客さまに書面に直接記入していただいた、またはインターネット等を通じて画面に直接入力していただいた情報
- ② 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
- ③ 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（※当社との電話内容につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行う場合があります。）
- ④ データベースサービス事業者等の第三者から取得した情報

上記にかかわらず、個人番号については、番号法等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取得します。

※セキュリティについて

個人情報の入力時には、業界標準のデータ暗号化技術として「SSL（セキュア・ソケット・レイヤー）」を使用しております。データをインターネットで送信する前に、暗号化することにより第三者による傍受を防止いたします。

※閲覧履歴の収集について

当社ホームページには、お客様に一層便利にホームページをご利用いただくため、また、閲覧履歴を収集するためにウェブサイトからお客様のコンピュータを識別する技術である「Cookie（クッキー）」を使用しているページがあります。収集される情報は、当社ホームページの利用状況の把握及びサービスの企画、向上のための集計、分析に用い、それ以外に利用することはありません。

なお、お客様は、ブラウザの設定によりクッキーの受け取りを拒否したり、クッキーを受け取ったときに警告を表示させたりすることができますが、一部の機能がご利用いただけなくなる場合があります。

6. 個人情報の適正利用

当社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しません。

7. 第三者提供の制限

当社は、以下に掲げる場合を除き、あらかじめお客様ご本人の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者へ開示・提供することはいたしません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体等が行う法令に定める業務遂行に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (7) 合併その他の事由による事業の承継に伴って、個人データが提供される場合
- (8) この取扱い方針に基づいて個人データを共同利用する場合
- (9) その他、関係法令等により許される場合

特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。）については、当社は、番号法等に基づき、番号法等の関係法令等により許される場合を除き、第三者に提供しません。

8. 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データ（当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるおそれがあるもの以外のものをいいます。）又は第三者提供の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるおそれがあるもの以外のものをいいます。）に関して、ご本人又はその代理人から、当社の保有個人データの開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去等（以下、「開示等」といいます。）を求められた場合には、本人確認をさせていただいた上で、法令に基づき開示等を要しないとされている場合等を除き、合理的な期間及び妥当な範囲内で書面の交付又は電磁的記録の提供等にて回答いたします（第三者提供の記録については、開示のみ可能です）。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

- (1) 開示をご希望の方は、当社所定の「保有個人データ」等開示申請書を当社の本支店又は下記の窓口までご請求のうえ（代理人の場合は、別途当社所定の書類・用紙が必要になります。）必要事項をご記入いただき、本人確認書類（運転免許証等、公的書類の写し）を添えて、下記の窓口までご郵送下さい。その際、当社所定の手数料と郵送実費が必要となります。
- (2) 保有個人データの内容が事実でないことを理由に訂正・追加・削除をご希望の方は、当社所定の変更届を当社の本支店又は下記の窓口までご請求のうえ（代理人の場合は、別途当社所定の書類・用紙が必要になります。）必要事項をご記入いただき、本人確認書類（運転免許証等、公的書類の写し）を添えて、下記の窓口までご郵送下さい。
- (3) 利用停止・消去等をご希望の方は、当社所定の「保有個人データ」利用停止・消去等申請書を当社の本支店又は下記の窓口までご請求のうえ（代理人の場合は、別途当社所定の書類・用紙が必要になります。）必

要事項をご記入いただき、本人確認書類（運転免許証等、公的書類の写し）を添えて、下記の窓口までご郵送下さい。その際、当社所定の手数料と郵送実費が必要となります。

※当社では上記の手続きの他に、状況に応じて、自主的な利用停止・消去等を行い、適切かつ誠実な対応に努めて参ります。例えば、お客様の投資判断にご活用いただくため、各種の投資情報、並びに当社取扱い金融商品及びセミナー案内等のサービス情報を、ダイレクトメールの郵送もしくは電子メールでのご案内等でお知らせすることがありますが、お客様がご希望なされない場合には、お申し出いただければすみやかに停止いたします。

【開示等請求窓口】

いちよし証券株式会社 お客様相談室

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号：0120-054-144（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後5時

ただし、12月31日～1月3日、土日及び祝日を除きます。

9. 保有個人データの利用目的及びその他事項

当社が個人情報取扱事業者として取扱う保有個人データの利用目的及びその他事項は、次のとおりです。

(1) 保有個人データの利用目的は、「個人情報の利用目的について」に記載のとおりです

(2) 保有個人データの安全管理のために講じる措置

① 組織的安全管理措置

- ・ 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う役職員及び当該役職員が取り扱う個人データの範囲を明確化
- ・ 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施

② 人的安全管理措置

- ・ 個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施
- ・ 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

③ 物理的安全管理措置

- ・ 個人データを取り扱う機器及び書類等の紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

④ 技術的安全管理措置

- ・ アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定
- ・ 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

⑤ 外的環境の把握

- ・ 外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

(3) 保有個人データの取扱いに関する苦情・相談窓口

【苦情・相談窓口】

いちよし証券株式会社 お客様相談室

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号：0120-054-144（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後5時

ただし、12月31日～1月3日、土日及び祝日を除きます。

10. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室

住 所：〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目11番2号

U R L： <https://www.jsda.or.jp/>

電話番号：03-6665-6784

受付時間：午前9時～午後5時

ただし、12月31日～1月3日、土日及び祝日を除きます。

【最良執行方針】

2008年3月31日 制定

2023年11月1日 改正

いちよし証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いはい行いません。

当社はお客様の中長期の資産形成・資産運用をサポートする対面でのアドバイスを主体としており、特に、当社グループにおいては中小型成長株のリサーチと運用を特徴としており、これをベースにお客様への提案を行います。

PTSを含め複数の金融商品取引所市場から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行を行うためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。システム開発等に伴うコスト等について精査した結果、お客様にとっては、複数の金融商品取引所市場から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断されるからです。

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店の店頭でご覧いただけます）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、株式会社QUICK所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです）に取り次ぎいたします。

なお、個別銘柄の具体的な市場については、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

ただし、期間を指定された注文をお受けしている期間中に、上記、選定市場が変更になりましても、注文の再入力等で発生する執行の遅延等により、最良執行の効果が損なわれる場合がありますので、受注当初に執行した市場を継続することといたします。

なお、お客様のご指示がある場合は、変更後の市場に取り次ぐことといたします。

- (c) (a) 又は (b) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。

ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引

当該ご指示いただいた執行方法

- ② 投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

- ③ 株式累積投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引

当該執行方法

- ④ 端株及び単元未満株の取引

端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

⑤ 制度信用取引の決済市場

新規建ての制度信用取引を執行した市場において反対売買も執行する

- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

契約締結前交付書面集

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 有価証券や金銭をお預かりする場合には、料金をいたしません。
- 証券保管振替機構を通じて他の証券会社等へ株券等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄毎に11,000円(税込)を上限額として移管手数料を頂戴いたします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ▶ お客様から解約の通知があった場合
- ▶ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商 号 等	いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号
本 店 所 在 地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
加 入 協 会	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	145億円（令和7年3月末現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和19年5月
連 絡 先	お客様相談室（0120-054-144）又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号 : お客様相談室（0120-054-144）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に「売買手数料テーブル」に記載の手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商 号 等	いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号
本 店 所 在 地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
加 入 協 会	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	145億円（令和7年3月末現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和19年5月
連 絡 先	お客様相談室（0120-054-144）又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号：お客様相談室（0120-054-144）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型・インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・ レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・ 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・ レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※ 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○ その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

売買手数料テーブル

株式および新株予約権証券

約定代金		委託手数料 (税込)	
		最低手数料	3,300円
	50万円以下	1.4300%	
50万円超	70万円以下	1.1000% +	1,650円
70万円超	100万円以下	0.9460% +	2,728円
100万円超	300万円以下	0.8800% +	3,388円
300万円超	500万円以下	0.8470% +	4,378円
500万円超	1,000万円以下	0.7040% +	11,528円
1,000万円超	3,000万円以下	0.5720% +	24,728円
3,000万円超	5,000万円以下	0.2640% +	117,128円
5,000万円超		0.1100% +	194,128円

転換社債型新株予約権付社債

約定代金		委託手数料 (税込)	
		最低手数料	3,300円
	50万円以下	1.1000%	
50万円超	100万円以下	0.9460% +	770円
100万円超	500万円以下	0.8910% +	1,320円
500万円超	1,000万円以下	0.7150% +	10,120円
1,000万円超	3,000万円以下	0.5225% +	29,370円
3,000万円超	5,000万円以下	0.3135% +	92,070円
5,000万円超		0.1100% +	193,820円

ご注意

- 上記の手数料率は消費税(10%)を加えた総額表示となっております。
- 約定代金は一口注文によるもので、個別のお取引の手数料及び消費税は、委託手数料(税抜)を計算した金額に消費税を加えた金額となります。
- 投資信託等、その他商品やいちよしダイレクト(テレフォントレード)における委託手数料については別途お問い合わせください。
なお、委託手数料の計算において、円未満の端数が生じた場合には切り捨てます。
- 同一日に成立した同一取引の株式等で、同一銘柄の買付同士、または売付同士は、「一口注文」として合算した約定金額で手数料が計算されます。
- 上場廃止銘柄等において約定代金が最低手数料以下となる売付については、約定代金の50%に別途消費税を加えた金額が委託手数料となります(特例措置)。

取次手数料テーブル

外国株券および外国新株予約権証券

売買金額		取次手数料（税込）	
	100万円以下	最低手数料 ^(※)	4,400円
100万円超	300万円以下	0.8800%	
300万円超	500万円以下	0.7700% +	1,100円
500万円超	1,000万円以下	0.6600% +	4,400円
1,000万円超	3,000万円以下	0.5500% +	9,900円
3,000万円超	5,000万円以下	0.4400% +	20,900円
5,000万円超	1億円以下	0.3850% +	37,400円
1億円超		0.3300% +	64,900円
		0.2750% +	119,900円

※ 売買金額が、最低手数料以下となる売付については、約定代金の50%を取次手数料といたします。

ご注意

- 上記の取次手数料は、消費税（10%）を加えた総額表示となっております。
- 売買金額は、現地約定代金に、買付の場合は現地手数料等を加算（売却の場合は減算）し、邦貨換算した金額となります。
- 上記取次手数料以外に、現地手数料・現地有価証券取引税・現地諸経費がかかります。
- 現地手数料等は市場により異なります。
- 邦貨金額換算は、当社が定める為替レートによります。
- 現地約定代金が、現地最低手数料以下となる売買については、現地ブローカーと交渉により、売買金額を決定いたします。
- 現地での権利売却等に伴う取次手数料は、原則、お客様のご負担はございません。

お支払いいただきます手数料（税込）は端数処理の関係により、本表に基づく計算結果より少なくなる場合があります。

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○ 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として(※)下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。
 - 変動10年：直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.79685
 - 固定5年：2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.79685
 - 固定3年：2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※ 発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お客様相談室(0120-054-144)又はお取引のある支店にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- 個人向け国債の募集の取扱い
- 個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社が指定する日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商 号 等	いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号
本 店 所 在 地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
加 入 協 会	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	145億円（令和7年3月末現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和19年5月
連 絡 先	お客様相談室（0120-054-144）又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号：お客様相談室（0120-054-144）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分から17時00分(祝日を除く)

円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 円貨建て債券が15年変動利付国債である場合には、その利子は10年国債の金利の上昇（低下）に連動して増減しますので、このような特性から、15年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。

- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

円貨建て債券のお取引は、クローリング・オフの対象にはなりません

- 円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）のうち、国債を除く円貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社が指定する日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商 号 等	いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号
本 店 所 在 地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
加 入 協 会	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	145億円（令和7年3月末現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和19年5月
連 絡 先	お客様相談室（0120-054-144）又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号 : お客様相談室 (0120-054-144)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分 (祝日を除く)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分(祝日を除く)

○ その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券（円貨決済型を除く）の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- 外貨建て債券（円貨決済型）の売買にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートにより円貨で決済されます。
- 外貨建て債券（円貨決済型）の利息および償還金は、支払い時の一定の相場に基づき、一定の算式より換算された円貨で支払われます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社が指定する日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商 号 等	いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号
本 店 所 在 地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
加 入 協 会	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	145億円（令和7年3月末現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和19年5月
連 絡 先	お客様相談室（0120-054-144）又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号 : お客様相談室（0120-054-144）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

○ その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

投資者の皆様へ

公社債の売買取引について

いちよし証券株式会社

当社の窓口における公社債（既に国内で発行されたもので、新株予約権付社債を除きます。以下同じ。）の売買については、以下の点について十分ご理解のうえ取引されるようお願いいたします。なお、新規発行の公社債のご購入にあたっては「目論見書」又は「募集要項」などをご覧ください。

1. 取引所金融商品市場における取引と店頭取引

公社債の売買に際しては、当社を通じて金融商品取引所（以下「取引所」といいます。）に注文を発注する「取引所金融商品市場における取引（以下「取引所取引」といいます。）」と、当社の店頭でお客様と当社とが相対（あいたい）で取引を行う「店頭取引」があります。

取引所に上場されていない債券の売買は、店頭取引により行われます。取引所に上場されている債券（上場債券）は、お客様の判断で取引所取引だけでなく、店頭取引で売買することも可能です。

したがって、上場債券を売買する際には、取引所取引により行うか、店頭取引により行うかのご指示をしてください。なお、約定が成立した場合は、取引所取引、店頭取引ともに、その注文を取り消すことはできません。

(1) 取引所取引について

取引所の立会時間は、東京証券取引所では、国債の通常取引は、午後0時30分から午後2時まで、その他の債券（新株予約権付社債を除きます。以下同じ。）の取引は午後0時30分から午後3時（2024年11月5日（予定）より午後3時30分）までとなっております。

名古屋証券取引所では、国債の通常取引及びその他の債券の取引は午前10時30分から午前11時までとなっております。また、取引所取引を希望し売買注文を発注しても、取引が成立しない場合があります。

（注）現在、いちよし証券では取引所取引による売買は行っていません。

(2) 店頭取引について

店頭取引は、お客様と当社との相対取引ですので、お取引になる証券会社等によって取引価格が異なります。

また、店頭取引を希望されても、すべての銘柄について売買できるわけではありませんので、売買可能な銘柄かどうかについて、当社にお問い合わせください。

2. 取引に必要な費用

取引所取引で公社債を売買するときは、取引価格のほかに、売買委託手数料と消費税が必要です。店頭取引で公社債を売買するときは、取引価格に取引の実行に必要なコストが含まれているため、別途、手数料は必要ありません。

また、取引所取引、店頭取引ともに、原則として公社債の売買には経過利子の受け払い（買付時に支払い、売付時には受け取れます。）が必要です。

3. 公社債投資とリスク

公社債をはじめ、金融商品への投資にはリスクが伴います。投資する際の利回りは、この投資リスクが高いか低いによって決まると言っても過言ではありません。お客様の資金の性格に合わせ、どれだけのリスクなら許容できるかをよく考えて、お客様自身の責任と判断で投資対象を決める必要があります。

(1) 元利払いリスク (信用リスク)

発行体の信用状況の悪化等により、利払いや元本の返済が滞ったり、支払い不能が生じたりするリスクをいいます。

(2) 金利変動リスク (価格変動リスク)

公社債の市場価格は、基本的に市中の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では公社債価格は下落 (利回りは上昇) し、逆に金利低下の過程では公社債価格は上昇 (利回りは低下) することになります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却時の金利の状況によって売却益がでる場合も売却損がでる場合もあります。

(3) 流動性リスク

公社債は市場価格で売却することにより途中換金が可能ですが、市場環境の変化により流動性 (換金性) が低くなることも考えられます。極端な場合には、店頭取引において買取りが行われなくなる可能性もあります。

(4) 為替リスク

外貨建外債、あるいは円建外債のうちデュアルカレンシー債など、元本または利子の受取りが外貨で行われるものについては、それぞれの受取り時点における為替レートの水準によって円貨換算したときの受取額が異なり、投資元本を割り込むことがあります。

4. 投資の参考情報

日本証券業協会では、投資者の皆様が公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」、「個人向け社債等の店頭気配情報」及び「社債の取引情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット (日本証券業協会のホームページ<http://market.jsda.or.jp/shijyo/saiken/index.html>) や一部の新聞等においてもご覧になれます。また、当社の店頭においても、これらの価格情報及び取引所における約定価格 (又は最終気配) をお問い合わせいただけます。

5. 税金

公社債の税制について、詳しくは当社又は税理士等の専門家に、お問い合わせください。

6. 取引報告書の確認を忘れずに

公社債の売買が成立すると、当社から契約締結時交付書面 (取引報告書) を交付いたします (郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。ここには取引された公社債の銘柄名 (回号)、額面金額、手数料額、受渡し代金等が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管しておくことをお勧めします。

2024年9月30日

[illegible]

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び
特定課税未成年者口座管理に関する約款」新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改訂

（下線は変更部分）

新	旧
<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理</u>に関する約款</p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p>第1条 （約款の趣旨）</p> <p>（1）この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された<u>非課税口座及び特定課税未成年者口座</u>について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号、<u>第 6 号及び第10号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>（2）（現行のとおり）</p> <p><u>第 2 章 非課税口座の管理</u></p> <p>第2条 （非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>（1）お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の別途当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、<u>第16項及び第25項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届</p>	<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>（新 設）</p> <p>第1条 （約款の趣旨）</p> <p>（1）この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>（2）（省 略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第2条 （非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>（1）お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の別途当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、<u>第10項及び第19項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加え</p>

新	旧
<p>出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第25項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第44項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提</p>	<p>て「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出又は提供してください。</p> <p>また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通</p>

新	旧
<p>出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第22項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>(4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第12号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。</p> <p>①～② (現行のとおり)</p> <p>(5) お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定（<u>特定累積投資勘定のうち、お客様がその年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定</u>（以下「<u>未成年者特定累積投資勘定</u>」といいます。）を除きます。以下この項及び次項において同じ。）又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属</p>	<p>知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>(4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>(5) お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定</u>又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「<u>設定年</u>」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される</p>

新	旧
<p>する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第19項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>（6）当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第11号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。</p> <p>第3条～第3条の2 （現行のとおり）</p> <p>第3条の3 （特定累積投資勘定の設定）</p> <p>（1）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年（<u>未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年</u>）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>（2） （現行のとおり）</p> <p>（3） <u>未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客様がその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社又は金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。</u></p>	<p>日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>（6）当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。</p> <p>第3条～第3条の2 （省 略）</p> <p>第3条の3 （特定累積投資勘定の設定）</p> <p>（1）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>（2） （省 略）</p> <p>（3） （新 設）</p>

新	旧
<p>第3条の4 （特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定（<u>未成年者特定累積投資勘定を除きます。</u>）と同時に設けられます。</p> <p>第4条～第5条 （現行のとおり）</p> <p>第5条の2 （累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>（1）当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>（2）<u>累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託で</u></p>	<p>第3条の4 （特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p> <p>第4条～第5条 （省 略）</p> <p>第5条の2 （累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① （省 略）</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>（新 設）</p>

新	旧
<p><u>ある場合のお取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</u></p> <p>第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p><u>(1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、（「（非課税口座）継続適用届出書」の提出したお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u></p> <p><u>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（この項及び第21条において「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）</u></p> <p><u>イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受</u></p>	<p>第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、（「（非課税口座）継続適用届出書」の提出したお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p><u>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</u></p>

新	旧
<p><u>け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p><u>口 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合</u></p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>26</u>項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p><u>（2）特定累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。</u></p> <p>第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>（1）（現行のとおり）</p> <p>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第<u>28</u>項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等に</p>	<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>29</u>項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>（新 設）</p> <p>第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第<u>30</u>項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入</p>

新	旧
<p>についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</p> <p>イ～ロ (現行のとおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>第6条～第7条 (現行のとおり)</p> <p><u>第8条 (未成年者特定累積投資勘定の管理)</u></p> <p><u>未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</u></p> <p><u>① 当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除きます。)を行わないこと</u></p> <p><u>イ お客様がその年の3月31日において12歳である年(以下、「特定基準年」といいます。)の前年以前の各年 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)及び当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管又は返還</u></p> <p><u>ロ お客様の特定基準年以後の各年 イに定める移管又は返還及びお客様が当社に対し当該上場株式等</u></p>	<p>の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</p> <p>イ～ロ (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>第6条～第7条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の起因となる事由（お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管又は返還</u></p> <p><u>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと</u></p> <p><u>③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われぬものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること</u></p> <p><u>第9条 （非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止）</u> <u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座及び当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p><u>第10条 （非課税口座内上場株式等の払出しに関する</u></p>	<p></p> <p>(新 設)</p> <p>第8条 （非課税口座内上場株式等の払出しに関する</p>

新	旧
<p>通知)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(3) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>次項に規定するもの</u>、租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管</p>	<p>通知)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(3) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされる</p>

新	旧
<p>による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><u>(4) 未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出しでお客様の基準年の前年12月31日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（租税特別措置法施行令第25条の13第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p> <p><u>(5) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものと</u></p>	<p>ものを含みます。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものと</u></p>

新	旧
<p>のとし、租税特別措置法施行令第25条の13第<u>30</u>項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合</p> <p>(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第<u>11</u>条 (現行のとおり)</p> <p>第<u>11</u>条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) ～ (2) (現行のとおり)</p> <p>① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第<u>18</u>項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>第 12 条 (特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認)</p> <p>(1) 当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を含みま</p>	<p>し、租税特別措置法施行令第25条の13第<u>32</u>項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる</p> <p>事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第<u>9</u>条 (省 略)</p> <p>第<u>9</u>条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第<u>20</u>項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>す。以下この条において同じ。)を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。</p> <p>(2) 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます(分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。)</p> <p>(3) 前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。</p>	
<p>(削 除)</p>	<p>第10条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>(1) 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条</p>

新	旧
	<p><u>の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</u></p> <p><u>② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</u></p> <p><u>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u></p> <p><u>第11条（非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き）</u></p> <p><u>お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</u></p> <p><u>第12条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</u></p> <p><u>（1）当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合</u></p>

（削 除）

（削 除）

新	旧
<p>第13条 （現行のとおり）</p>	<p>の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所（2）前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第13条 （省 略）</p>

新	旧
<p>第14条 （非課税口座の開設について）</p> <p>（1）当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に、<u>お客様がその年1月1日において18歳以上の場合には特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を、お客様がその年1月1日において18歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u></p> <p>（2）（現行のとおり）</p>	<p>第14条 （非課税口座の開設について）</p> <p>（1）当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u></p> <p>（2）（省 略）</p>
<p>第15条 （特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について）</p> <p>当社が<u>その年1月1日において18歳以上のお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、</u>当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>	<p>第15条 （特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について）</p> <p>当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>
<p>第16条 （現行のとおり）</p>	<p>第16条 （省 略）</p>
<p>第17条 （非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）</p> <p><u>（1）お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をした場合を含みます。）</u></p>	<p>第17条 （非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）</p> <p><u>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該</u></p>

新	旧
<p>をし、当社において非課税口座の開設をした後に、<u>当該非課税口座又は当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）</u>が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第28項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p><u>(2) お客様が当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）及び特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第28項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u></p> <p>第18条 （現行のとおり）</p> <p><u>第3章 特定課税未成年者口座の管理</u> <u>第19条 （特定課税未成年者口座の設定）</u> <u>お客様がその年1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、特定課税未成年者口座（お</u></p>	<p>当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>（新 設）</p> <p>第18条 （省 略）</p> <p>（新 設）</p>

新	旧
<p><u>客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 36 項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りです。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。</u></p> <p><u>第 20 条 （課税管理勘定における処理）</u> <u>お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</u></p> <p><u>第 21 条 （課税管理勘定の金銭等の管理）</u> <u>特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。</u></p> <p><u>①お客様の特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し</u></p> <p><u>②お客様の特定基準年以後の各年 ①に定める払出し及びお客様が当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客様の教育費又は生活費の支払に</u></p>	

新	旧
<p><u>充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し</u></p> <p><u>第 22 条 (非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止)</u> <u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座及び当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。</u></p> <p><u>第 23 条 (契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い)</u> <u>お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由(第 7 条若しくは第 14 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。))をしたことをいいます。以下、この条において同じ。))が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。</u> <u>①当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。</u> <u>②当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項及び第 2 項の適用がなかったもの</u></p>	

新	旧
<p><u>とし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。</u></p> <p><u>③当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があった時における含み益について課税いたします。</u></p> <p><u>④当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。</u></p> <p><u>第4章 口座への入出金等</u></p> <p><u>第24条（非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理）</u></p> <p><u>（1）お客様が18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。</u></p> <p><u>①お客様名義の預貯金口座からの入金</u></p> <p><u>②お客様名義の当社証券口座からの入金</u></p> <p><u>（2）お客様の基準年の前年12月31日までに、お客様が非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</u></p> <p><u>①お客様名義の預貯金口座への出金</u></p> <p><u>②お客様名義の証券口座への移管</u></p> <p><u>（3）前項各号に定める出金等を行うことができる者はお客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(4) お客様の法定代理人が第2項各号の出金等(租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管若しくは返還又は同項第10号ロ(2)に規定する払出し(災害等による返還等を除きます。)に限ります。)を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。</u></p> <p><u>(5) やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。</u></p> <p><u>(6) お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。</u></p> <p><u>第5章 代理人による取引の届出</u></p> <p><u>第25条 (代理人による取引の届出)</u></p> <p><u>(1) お客様の代理人が、非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</u></p> <p><u>(2) お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。</u></p> <p><u>(3) お客様の法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u></p> <p><u>(4) お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(5) お客様の法定代理人以外の代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u></p> <p><u>第 26 条 (法定代理人の変更)</u> <u>お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。</u></p> <p><u>第 6 章 その他の通則</u></p> <p><u>第 27 条 (12 歳を迎えた場合の取引残高の通知)</u> <u>お客様がその年 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。</u></p> <p><u>第 28 条 (お客様が成年を迎えた場合の通知)</u> <u>お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社は、同年 1 月 1 日付でお客様の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。</u> <u>①同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。</u> <u>②同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。</u> <u>③非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円(うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円)に変更されること。</u></p> <p><u>第29条 (契約の解除)</u> <u>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>第19条 (契約の解除)</u> <u>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこ</u></p>

新	旧
<p>この契約は解除されます。</p> <p>①お客様又は法定代理人から租税特別措置法37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 <u>租税特別措置法第37条の14第33項第1号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日</u></p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第29項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第31項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第33項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>④ 租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第33項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ （現行のとおり）</p> <p>第30条～第31条 （現行のとおり）</p>	<p>の契約は解除されます。</p> <p>① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 （新 設）</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ （省 略）</p> <p>第20条～第21条 （省 略）</p>

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
第 1 条～第 21 条 (現行のとおり)	第 1 条～第 21 条 (省 略)
<p>第22条 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>(1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。</p> <p>① お客様名義の預貯金口座からの入金</p> <p>② お客様名義の当社証券口座からの入金</p> <p>③ (削 除)</p> <p>(2) ～ (6) (現行のとおり)</p>	<p>第22条 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>(1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。</p> <p>① お客様名義の預貯金口座からの入金</p> <p>② お客様名義の当社証券口座からの入金</p> <p>③ <u>現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りします。)</u></p> <p>(2) ～ (6) (省 略)</p>
第 23 条～第 27 条 (現行のとおり)	第 23 条～第 27 条 (省 略)
<p>第 28 条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) <u>2024年</u>から2027年までの各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p>	<p>第 28 条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) <u>2024年以後</u>の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) (省 略)</p>
第 29 条～第 31 条 (現行のとおり)	第 29 条～第 31 条 (省 略)

「個人情報のお取り扱いについて」新旧対照表

2026 年 10 月 1 日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
<p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 個人情報の利用目的</p> <p>当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客様の個人情報を書き事業及び利用目的の達成に必要な範囲内において取扱いいたします。</p> <p>また、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</p> <p>個人番号については、行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取り扱うこととします。</p> <p><u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に定義される機微（センシティブ）情報については、法令等に基づく場合等を除き、利用または第三者提供をいたしません。</u></p> <p>(1) ～ (2) (現行のとおり)</p> <p>3.～ 4. (現行のとおり)</p> <p>5. 個人情報の適正取得</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。</p> <p>なお、ここでいう適正な取得手段には、音声の録音、画像の録画、電子メールの受信なども含みます。</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。</p> <p>①～② (現行のとおり)</p>	<p>1. (省 略)</p> <p>2. 個人情報の利用目的</p> <p>当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客様の個人情報を書き事業及び利用目的の達成に必要な範囲内において取扱いいたします。</p> <p>また、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</p> <p>個人番号については、行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取り扱うこととします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>3.～ 4. (省 略)</p> <p>5. 個人情報の適正取得</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。</p> <p>なお、ここでいう適正な取得手段には、音声の録音、画像の録画、電子メールの受信なども含みます。</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。</p> <p>①～② (省 略)</p>

新	旧
<p>③ 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（※<u>お客様との電話による通話内容および面談時の会話内容</u>につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、<u>録音</u>を行う場合があります。）</p> <p>④ （現行のとおり） 上記にかかわらず、個人番号については、番号法等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取得します。 <u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に定義される機微（センシティブ）情報については、法令等に基づく場合等を除き、取得をいたしません。</u></p> <p>6.～ 10. （現行のとおり）</p>	<p>③ 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（※<u>当社との電話につきましては</u>、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、<u>通話録音</u>を行う場合があります。）</p> <p>④ （省 略） 上記にかかわらず、個人番号については、番号法等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取得します。</p> <p>（新 設）</p> <p>6.～ 10. （省 略）</p>